

第4期 可見市地域福祉計画・ 可見市地域福祉活動計画

可見市成年後見制度利用促進基本計画

みんなでつくる
私もつくる
安気なまち 可見

送迎サービスの様子



子ども食堂の様子



福祉教育（車いす体験）の様子



生活支援（ごみ出し）の様子

令和6年（2024年）3月

可 見 市

社会福祉法人可見市社会福祉協議会

はじめに

我が国は、急速に進む少子高齢化に加え、感染症の流行や頻繁に起こる自然災害、価値観の多様化など人々の暮らしは大きな変化を迎えております。本市におきましては、進行する高齢化により市民の皆さまの地域活動や日常生活が変化し、また、高齢者世帯や単身世帯の増加、貧困や社会的孤立など様々な生活課題が複雑に絡み合い縦割りの福祉制度では解決が難しい時代を迎えております。



本市では、第3期地域福祉計画において、住民一人ひとりが「私に取り組む」という意識を育むなかで地域包括ケアシステムの充実と推進に取り組んでまいりました。第4期計画では、引き続き、地域共生社会の実現に向け包括的な支援体制を強化し、複雑化・複合化した生活課題に寄り添いながら「住みごこち一番・可児」の実現に向け取り組んでまいります。

なお、第4期計画では、地域福祉活動の中心的役割を担う可児市社会福祉協議会と一層連携し協働するため、従来は個別に策定していた市の地域福祉計画と同社協の地域福祉活動計画を一体的に策定し「第4期可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画」としました。これにより、地域福祉の推進力が一層高まるものと期待しております。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました可児市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、ヒアリング調査、パブリックコメントにご協力をいただきました多くの市民や活動団体の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

可児市長 富田 成輝

はじめに

近年は、少子高齢化や世帯構造の変化とともに、多様な福祉課題を抱える世帯が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人は外出を控え、地域では活動の自粛が余儀なくされたことにより、人や地域とのつながりの希薄化が顕著となっています。さらに、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年も目前となっています。



このような状況の中、地域で住民が気軽に集うふれあい・いきいきサロンは継続され、地区社会福祉協議会では日頃の生活を支える活動が展開されていて、今後もこうした活動がますます大切になると考えています。

これらを踏まえ、「みんなで作る 私もつくる 安気なまち 可児」を本計画の基本理念とし、地域住民一人ひとりが「支える側」「支えてもらう側」という関係を超越して、主体的に地域福祉活動に取り組むことで、住み慣れた地域で安心して暮らせる可児市を目指してまいります。

当協議会は、令和9年に社会福祉法人設立50周年となります。関係機関や各種団体にご協力いただきながら、更なる地域福祉の発展のために一層努めてまいります。地域の皆さまには、今後とも地域福祉の推進の担い手として、ボランティア活動や支え合い活動へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定をするためにご尽力いただきました策定委員の皆さま、ご提言やご意見をいただきました多くの市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

社会福祉法人 可児市社会福祉協議会
会長 奥村 啓明

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 地域の範囲	4
5 可児市の現状	6
6 関連計画に関する現状	12
第2章 地区の活動について	19
1 今渡地区	20
2 川合地区	21
3 下恵土地区	22
4 土田地区	23
5 帷子地区	24
6 春里地区	25
7 姫治地区	26
8 平牧地区	27
9 桜ヶ丘ハイツ地区	28
10 久々利地区	29
11 広見東地区	30
12 広見地区	31
13 中恵土地区	32
14 兼山地区	33

第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	36
2 本計画推進のイメージ	37
3 施策の体系	43
第4章 施策の方向性	45
基本目標Ⅰ 住みやすい地域づくり	46
1 身近な地域での福祉活動	47
2 地域交流の場づくり	49
3 地域ぐるみの子育て	50
基本目標Ⅱ 福祉を支える人材づくり	52
1 地域福祉活動を担う人材育成	53
2 ボランティア活動の推進	54
基本目標Ⅲ 安心な暮らしを支える体制づくり	56
1 包括的支援の体制強化	57
2 福祉サービスの充実・利用促進	60
3 権利擁護の推進【可児市成年後見制度利用促進基本計画】	62
基本目標Ⅳ 生活の安全を守る地域づくり	64
1 災害時の体制づくり	65
2 地域安全活動の推進	66
第5章 計画の推進について	67
1 指標の設定	68
2 計画の推進体制	72

資料編	73
1 アンケートの調査結果	74
2 可児市・御嵩町在宅医療・介護連携推進プロジェクトチームからの意見	85
3 策定の経過	86
4 策定委員会設置要綱	87
5 策定委員会名簿	88



第1章 計画の概要

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

可見市（以下、「本市」という。）では、平成 31 年 3 月に、「第 3 期可見市地域福祉計画」（以下、「第 3 期計画」という。）を策定し、4 つの基本目標に沿って、地域福祉の充実に努めてきました。しかし、住民が生活するうえで生じる福祉課題は、介護や障がい、子育て、生活困窮など各分野の課題に加え、社会的孤立や 8050 問題など複数の分野にまたがる課題も浮き彫りになっています。

これらの複雑化・複合化した福祉課題を解決するためには、自治会や民生委員・児童委員、NPO 法人など地域で活動される方々と可見市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）などの福祉に関する専門機関と行政が相互に連携し、支援を必要とする人やその家族に寄り添いながら、これらの人が社会とつながりを持てるような取り組みを行っていかねばなりません。そのためには、重層的な支援体制を整え一体的に取り組みながら支援の効果を高めていく必要があります。

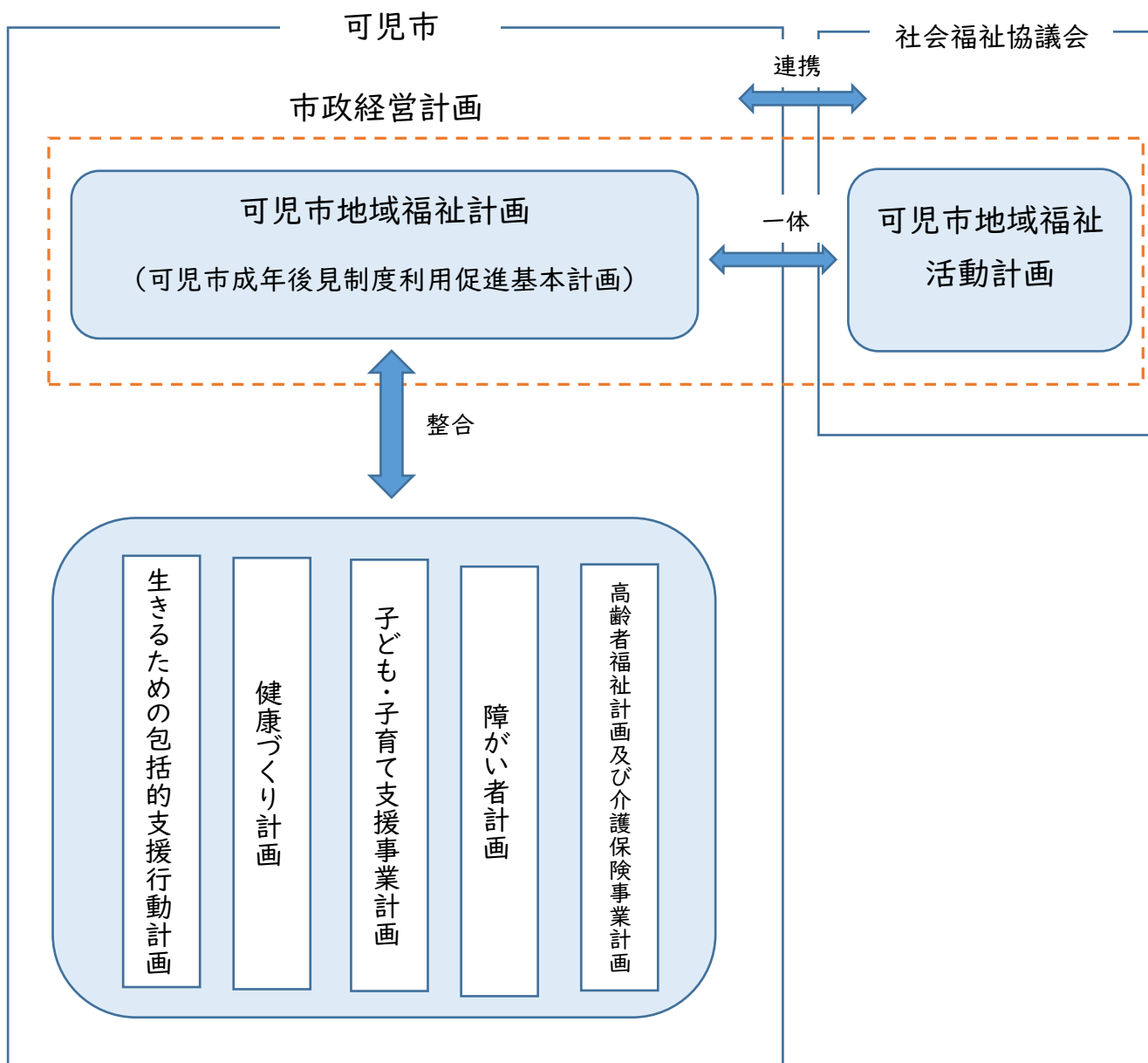
以上を踏まえ、「第 4 期可見市地域福祉計画・可見市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）では、第 3 期計画におけるこれまでの取り組みの進捗状況や本市における新たな課題、社会の潮流及び国の動向などを踏まえ、地域福祉をより充実・推進させるための計画としました。

なお、複雑化・複合化する福祉課題や新たな問題の解決に向け、地域福祉推進の基盤となる市と地域福祉推進の中核的な役割を果たす市社協が、理念と方向性を共有し連携・協働することで実行性が高まる計画とするため、従来は個別に策定していた市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、市の重点事業の計画である「市政経営計画」の方向性に合わせるとともに、「可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「可見市障がい者計画」「可見市子ども・子育て支援事業計画」「可見市健康づくり計画」などの関連計画と整合性を図っています。

また、本計画を推進するうえで欠くことのできない個人やその家族に寄り添う視点は、成年被後見人等の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するうえでも大切になってきます。そこで、別で策定している可見市成年後見制度利用促進基本計画を本計画に含有することとし、権利擁護を推進していきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、本市の重点方針の計画である市政経営計画の期間に合わせ令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までの4年間を前期期間、令和10年度(2028年度)から令和13年度(2031年度)までを後期期間とします。なお、市政経営計画の見直しや社会情勢の変化、市民ニーズの変化に適切に対応するため、前期期間終了年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	市政経営計画 (4年間)				市政経営計画 (4年間)				市政経営計画 (4年間)			
	第3期地域福祉計画(市) (5年間)				第4期地域福祉計画 ・活動計画【前期】 (4年間)(※)				第4期地域福祉計画 ・活動計画【後期】 (4年間)			
	第3期地域福祉活動計画(社協) (5年間)											

(※) 市政経営計画や社会情勢等を踏まえ、必要な応じ令和9年度に計画の見直しを行います。

4 地域の範囲

本市における地域福祉活動は、自治連合会単位の14地区を基本に取り組まれています。また、市社協が中心となり活動を支援する地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)も、14地区で組織されています。一方、高齢者への専門的な支援を行う地域包括支援センターは日常生活圏域として6地域で活動しています。また民生委員・児童委員は担当地区で、地域福祉協力者は近所で福祉活動を行っています。

本計画においては、地域の実情に合わせた福祉活動を展開するため、自治連合会・地区社協の単位を基本的な地域としますが、重層的に地域を捉えています。

■自治連合会・地区社協の区分
(市内14地区)



■地域包括支援センターの区分
(市内6地域)

可児市北部地域包括支援センター(委託)

今渡・川合・下恵土・兼山圏域

可児市地域包括支援センター(直営)

兼山

広見東・広見・中恵土圏域

可児市土田地域包括支援センター(委託)

土田圏域

川合

今渡

中恵土

広見東

土田

下恵土

広見

帷子

平牧

久々利

春里

姫冶

桜ヶ丘ハイツ

帷子圏域

可児市帷子地域包括支援センター(委託)

春里・姫冶圏域

平牧・久々利・桜ヶ丘ハイツ圏域

可児市南部地域包括支援センター(委託)

可児市東部地域包括支援センター(委託)

5 可児市の現状

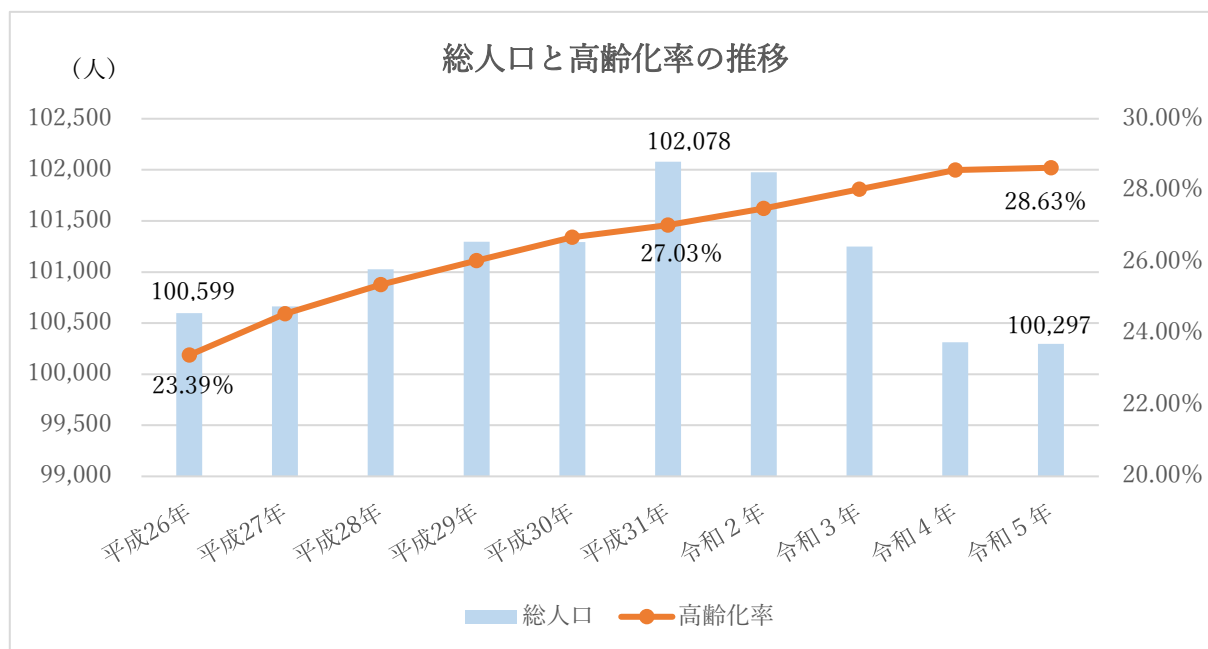
本市では、昭和40年代後半から平成の初めにかけての人口急増期を経て、それまで堅調に増加してきた人口が平成31年をピークに減少に転じ、可児市人口ビジョンでは令和52年には65,874人まで減少すると推計されています。また、人口急増の影響による高齢化など、年齢構造も大きく変化していくという、これまで経験したことがない大きな転換期を迎えています。

(1) 高齢者人口の状況

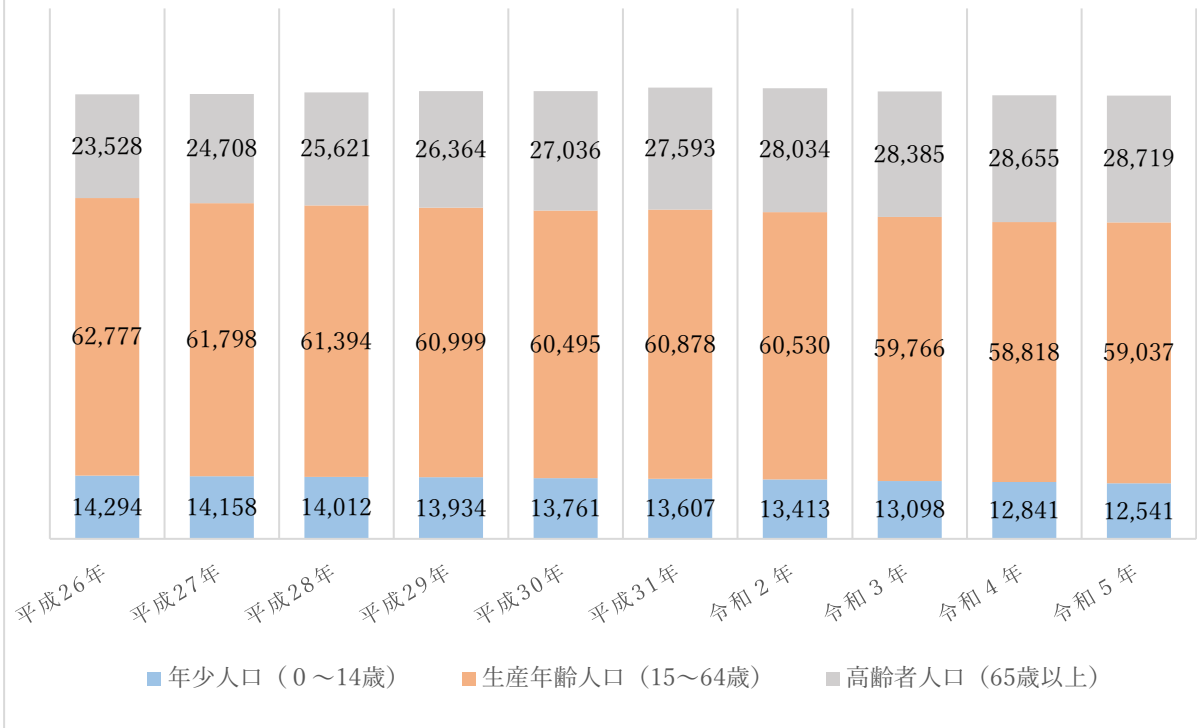
本市の高齢者人口は年々増加し、令和5年の高齢者人口は、平成26年(23,528人)と比較すると5,191人の増加となっています。

本市は既に超高齢社会を迎えており、高齢化率は令和5年には28.63%まで上昇しています。また、高齢者人口のうち75歳以上の後期高齢者人口の増加が著しく、令和5年には高齢者人口の約52.2%を占めています。

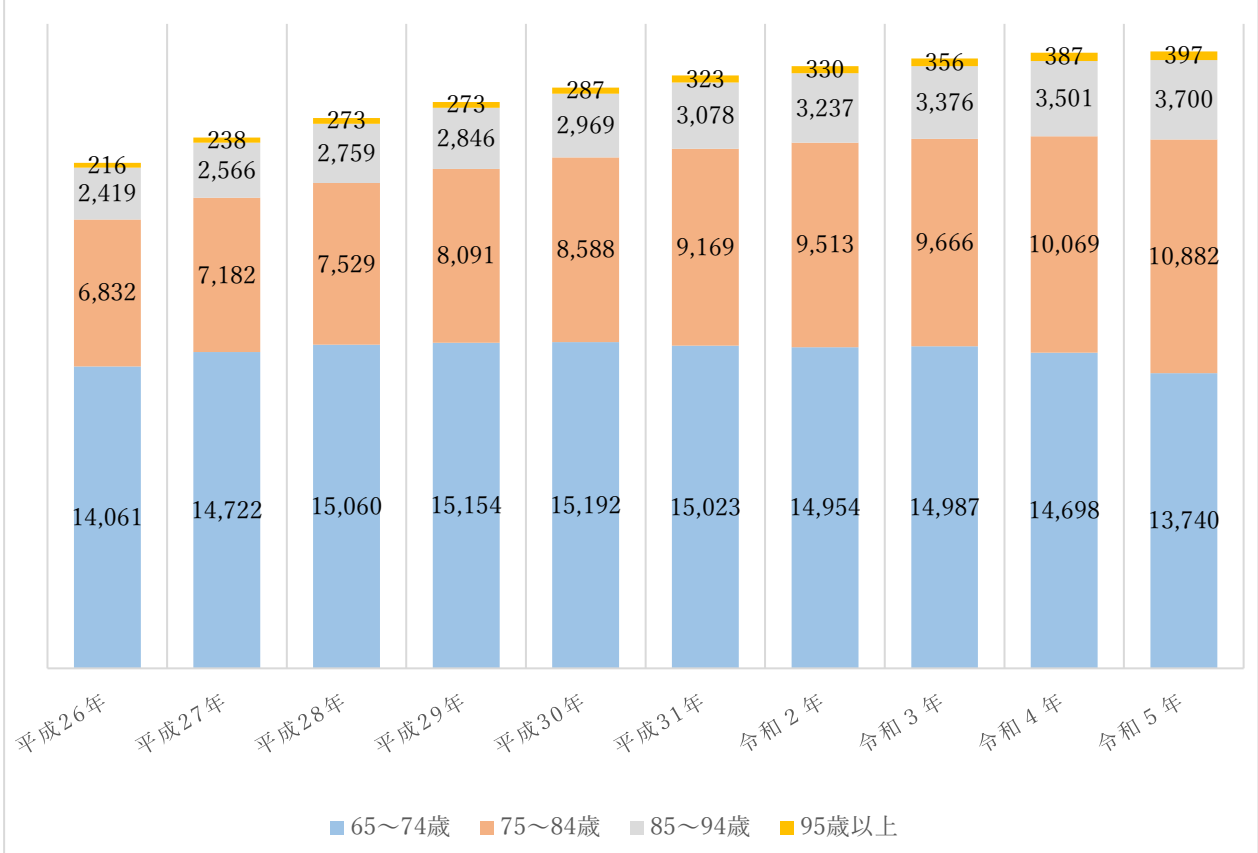
資料：市民課データを加工（各年4月1日現在）



年齢3区分人口の推移



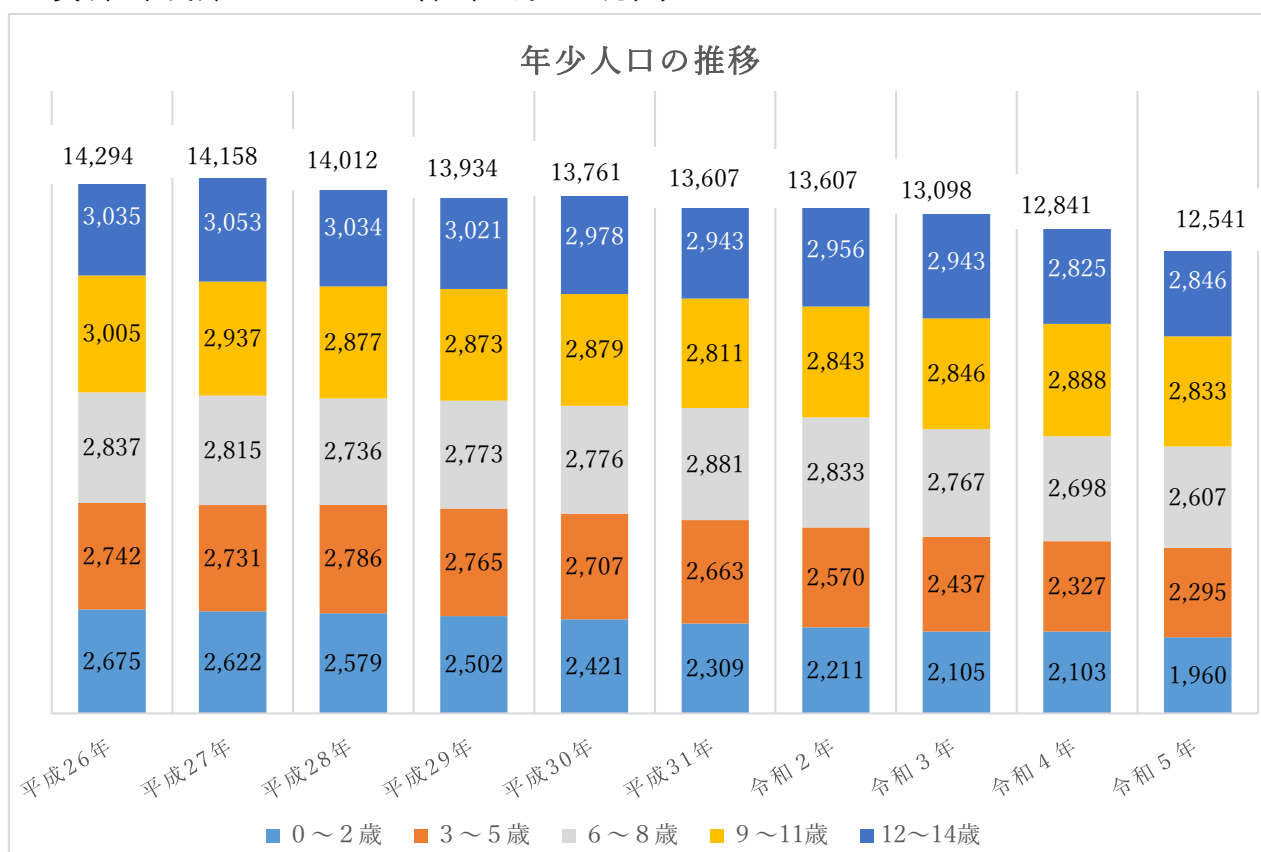
高齢者人口の推移



(2) 年少人口の状況

本市の年少人口は年々減少し、令和5年の年少人口は、平成26年(14,294人)と比較すると1,753人の減少となっています。また、0～11歳までの児童人口についても平成26年(11,259人)と比較すると1,564人の減少となっています。

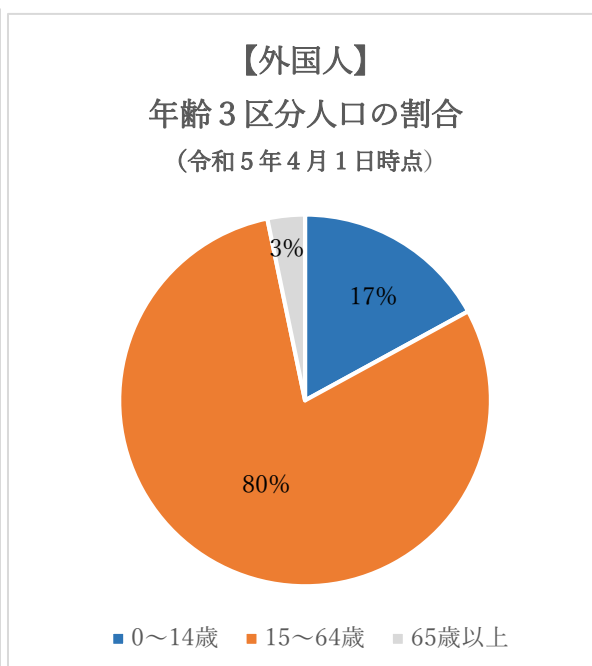
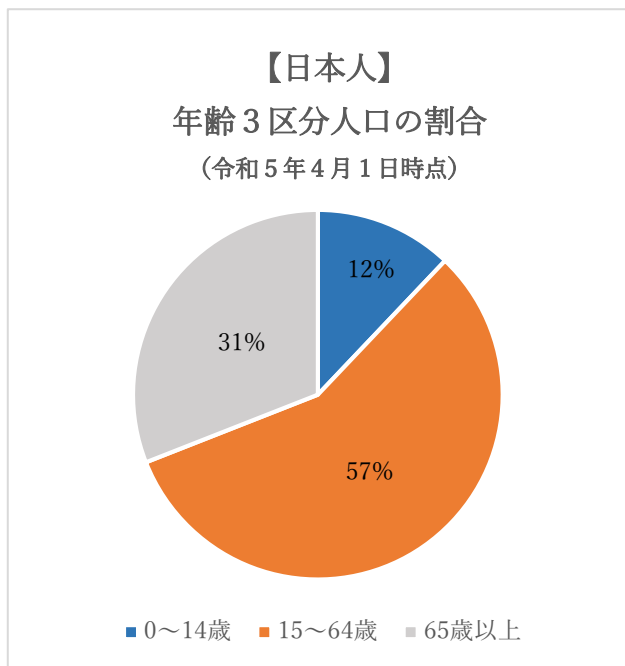
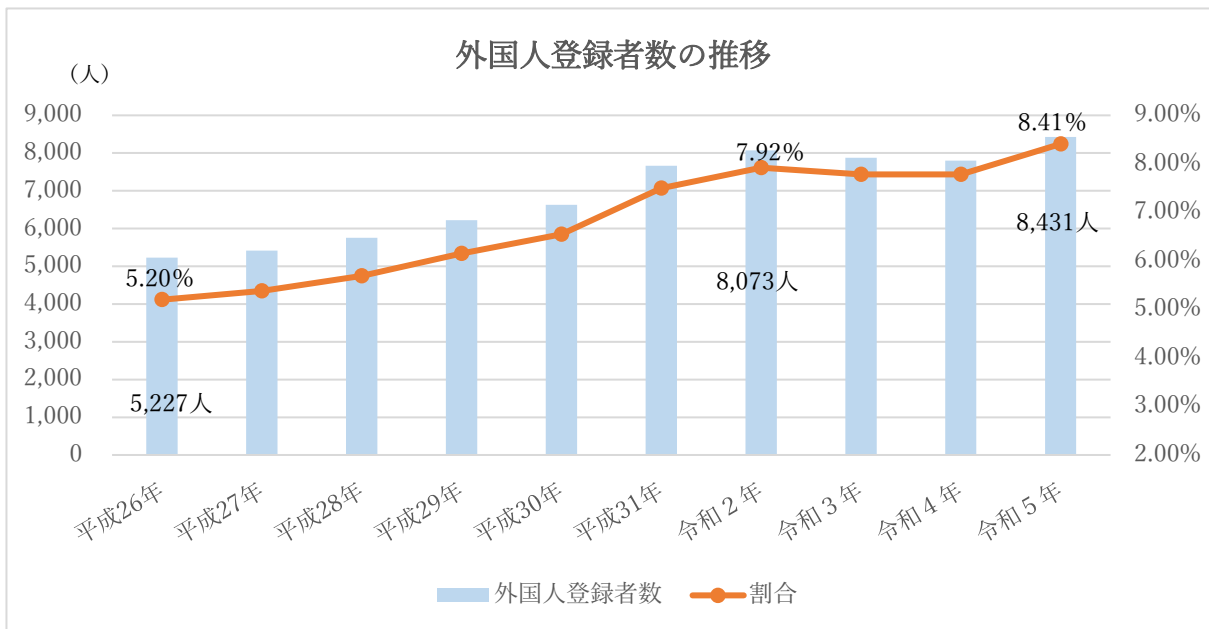
資料：市民課データを加工(各年4月1日現在)



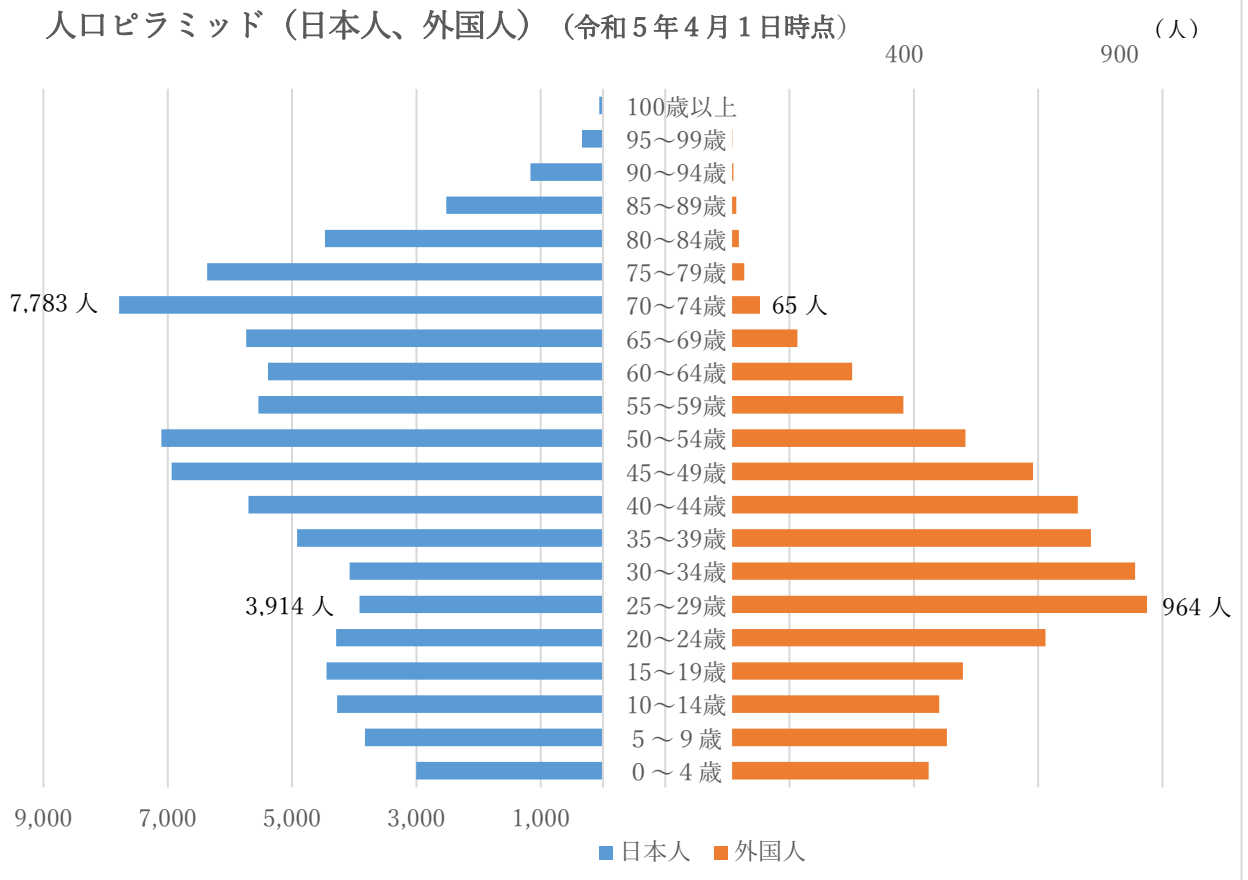
(3) 外国籍人口の状況

本市は外国籍市民が多いことが特徴ですが、令和5年の外国籍市民の人口は、平成26年(5,227人)と比較し3,204人増加し、総人口の8.41%を占めています。なお、外国籍市民の年齢区分は、生産年齢人口の割合が高く80%を占めています。

資料:市民課データを加工(各年4月1日現在)



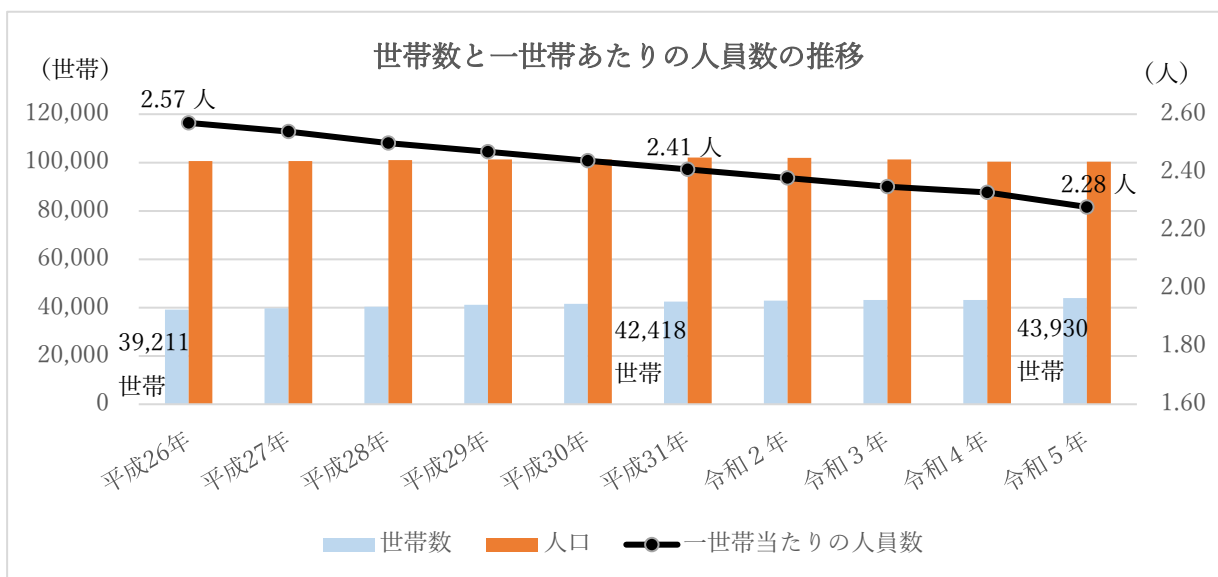
人口ピラミッド（日本人、外国人）（令和5年4月1日時点）



(4) 世帯の状況

本市の世帯数は、総人口の減少に反し増加しています。令和5年の世帯数は平成26年(39,211世帯)と比較し4,719世帯増加しています。なお、一世帯当たりの人員数は年々減少し、令和5年は2.28人となっています

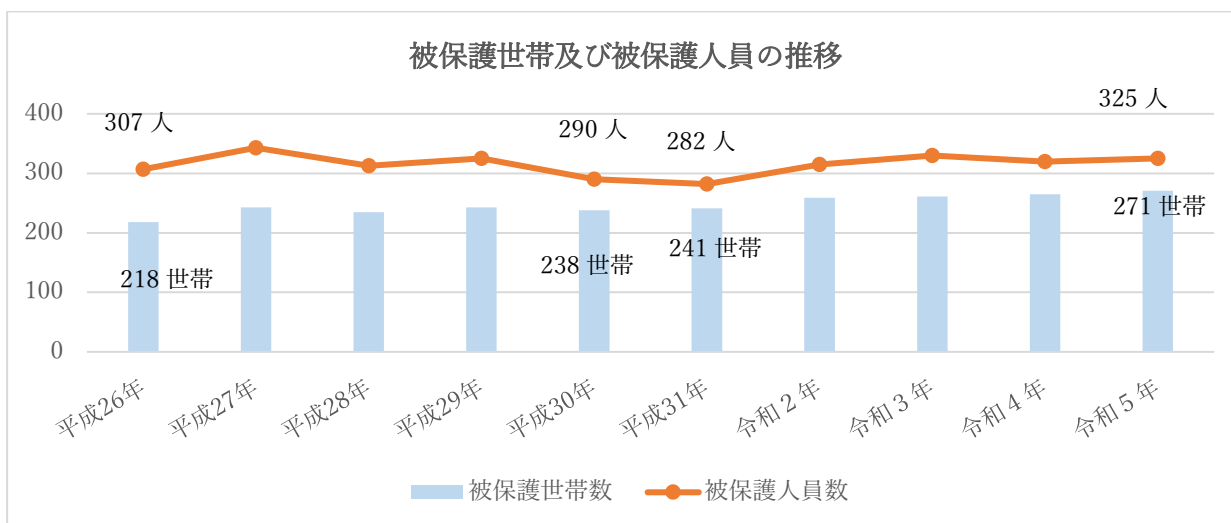
資料: 市民課データを加工(各年4月1日現在)



(5) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数は、平成30年から増加の傾向にあります。被保護人員数は平成31年から増加の傾向にあります。

資料: 福祉支援課データを加工(各年4月1日現在)



6 関連計画に関する現状

(1) 高齢者の現状

本市の総人口は令和元年をピークに減少し、令和5年10月1日時点の総人口は100,338人となり、今後も減少が予想されます。一方、高齢者の人数は増加しており令和5年10月1日時点の高齢化率は28.7%となりました。特に、医療や介護のリスクを抱えやすい後期高齢者数は15,449人となり、65～74歳の前期高齢者数13,345人を上回っています。

このような現状のなか、医療や介護のリスクを減らし、後期高齢者の健康寿命を延伸するために、疾病予防や介護予防に一体的に取り組むことが必要になってきます。

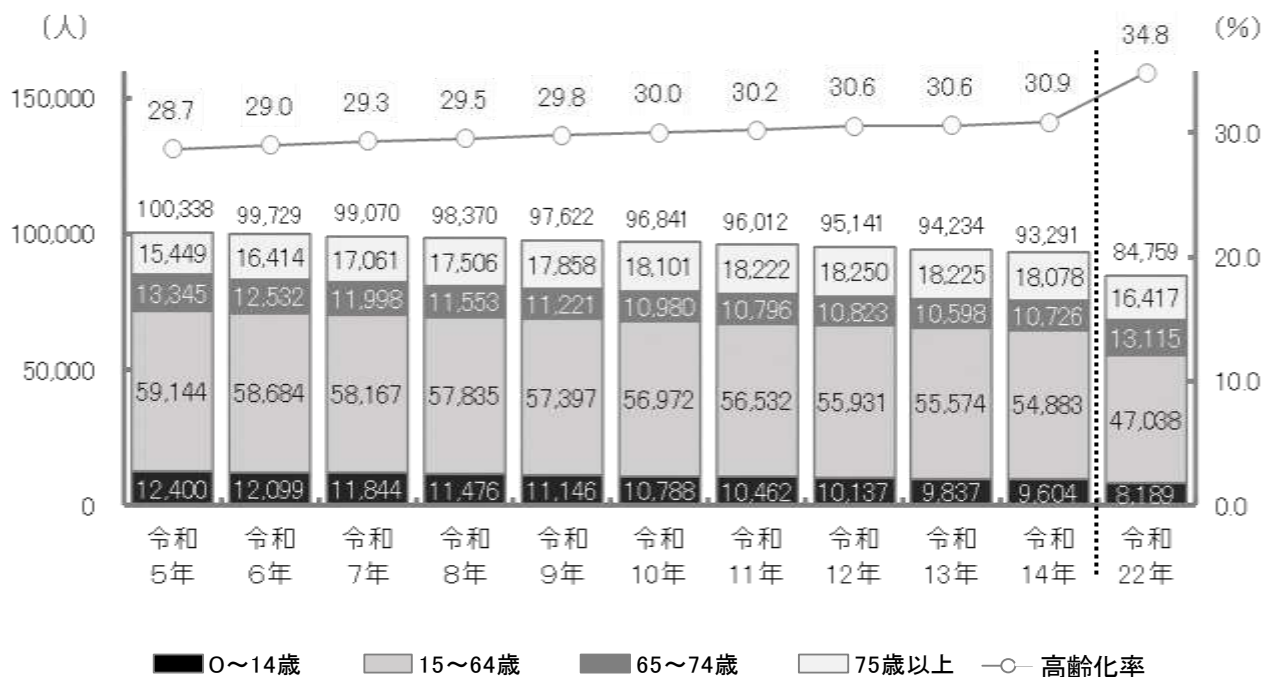
なお、要支援・要介護認定率は全国平均値を下回って推移しています。

また、認知症高齢者を含め、判断能力に不安がある方々の権利を擁護するため、本人の意思を尊重しながら日常生活を支援する体制を整えていく必要があります。

資料：可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）

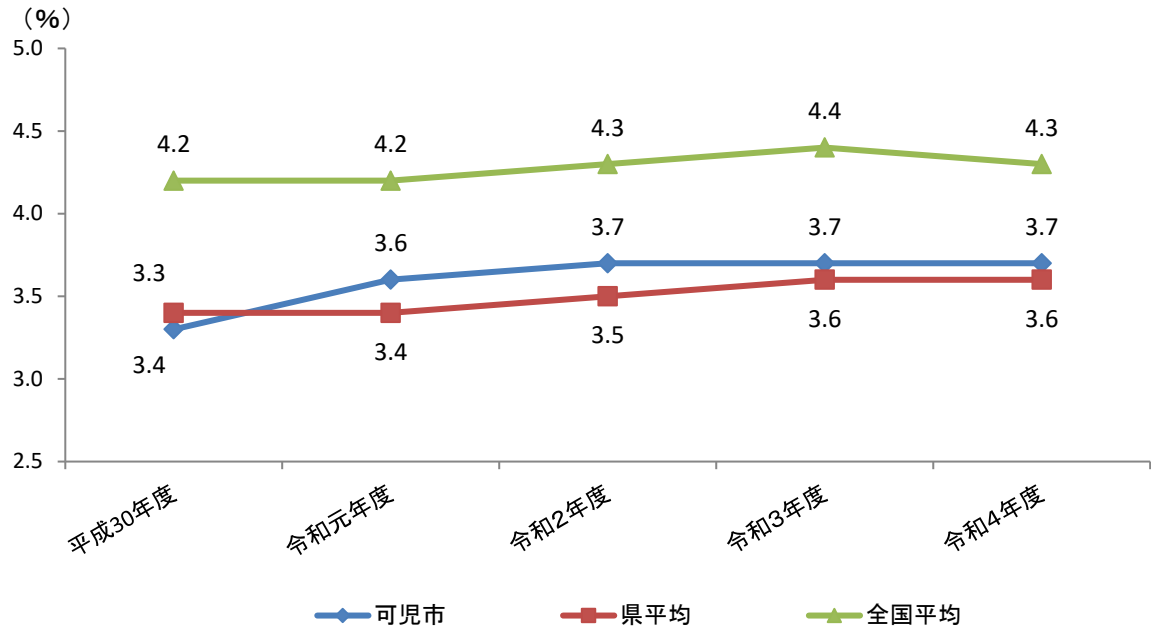
年齢区分別人口の推計

（各年10月1日現在）

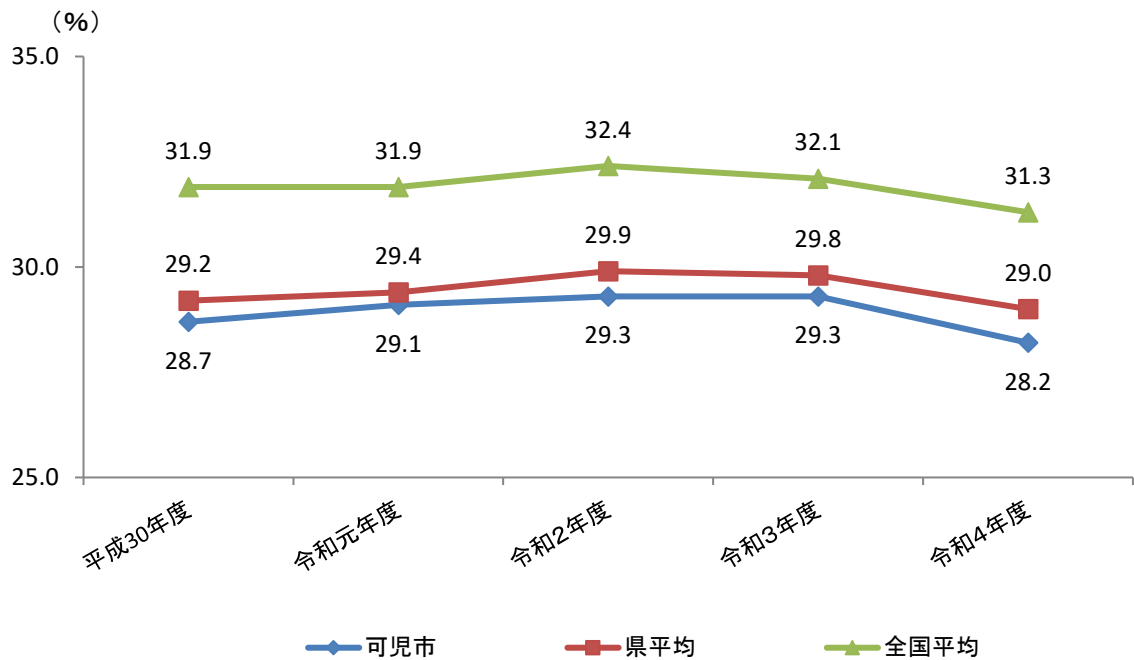


年齢別の要支援・要介護認定率

【65～74歳の認定率の推移(全国、県比較)】



【75歳以上の認定率の推移(全国、県比較)】



厚生労働省ホームページに掲載の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)によると、我が国の認知症高齢者の数は、2025年(令和7年)には、700万人となり、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

この割合を可見市の65歳以上の高齢者に置き換えると令和9年に約5,800人の認知症高齢者が見込まれます。

(各年10月1日現在)

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
65歳以上人口	28,698	28,719	28,855	28,944	28,981	28,910
認知症高齢者の人数 (見込み)	5,740	5,744	5,771	5,789	5,796	5,782

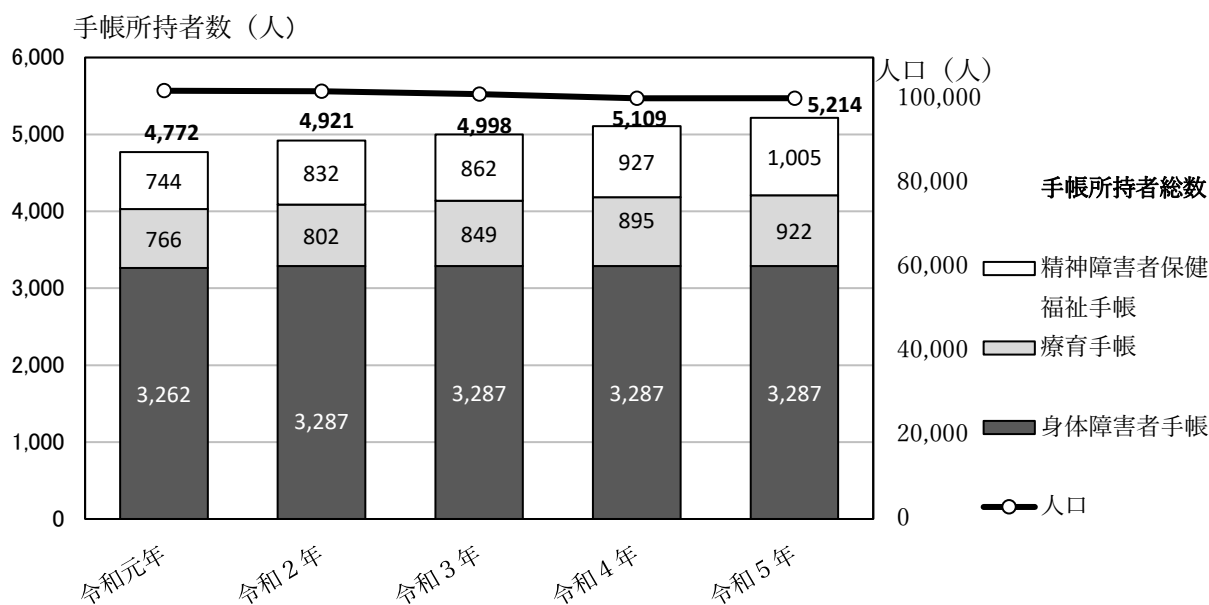
※65歳以上人口は、可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)に用いた推計値を参考。

(2) 障がい者の現状

本市における人口と障がい者手帳の所持者数の近年の傾向については、人口がおよそ10万人で推移する中、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。

資料: 第7期可見市障がい者計画

(各年3月31日現在)

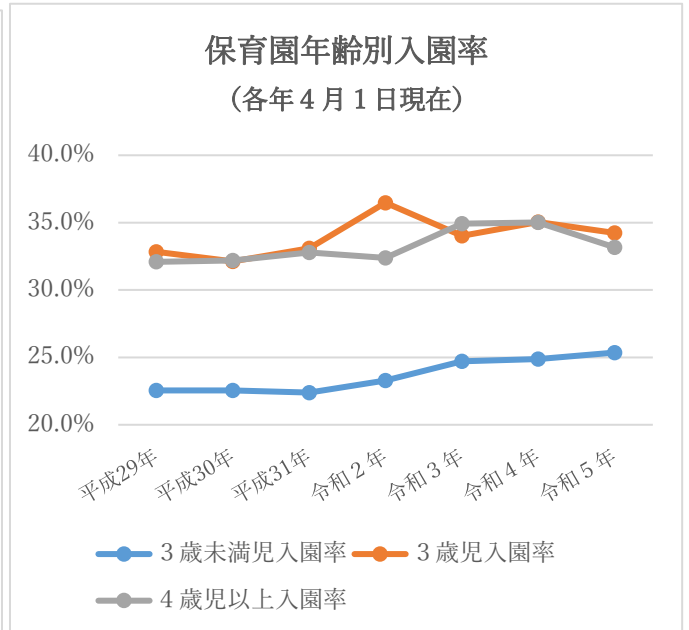
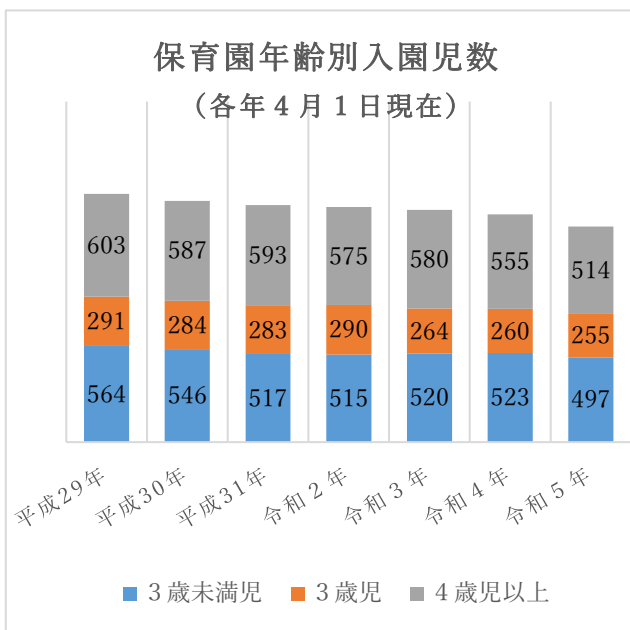
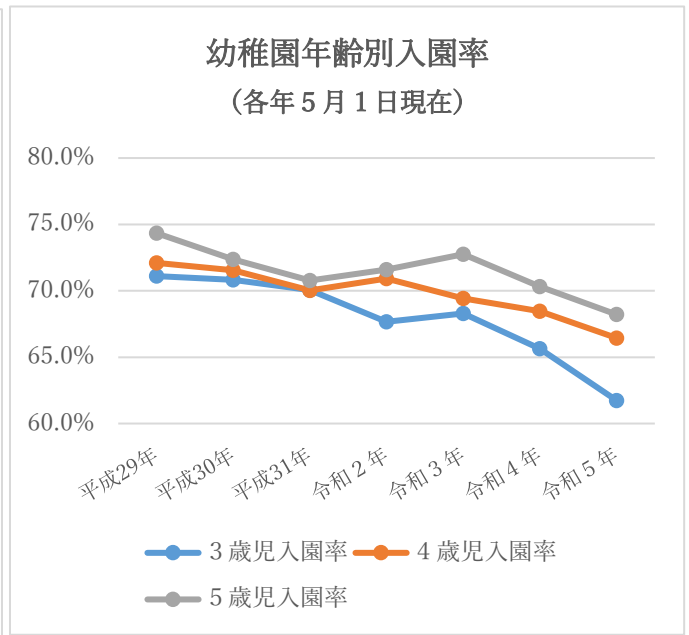
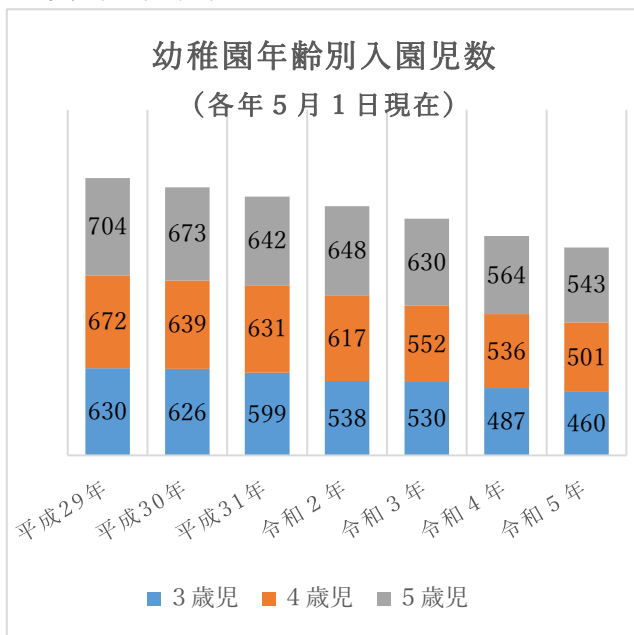


(3) 子どもの現状

本市においても少子高齢化が進む中、地域の宝である子どもが健やかに成長できるよう、これまで以上に子育て支援を充実させることが必要です。そのためには、妊産婦・乳幼児等の状況を包括的に把握し、課題に応じた切れ目のない支援を継続させなければなりません。また子どもが家庭や学校以外でも安心して過ごせる居場所を整えていかなければなりません。

子育て家庭が地域の中で孤立し悩みを抱え込むことがないように関係機関が一体的に支援することが重要です。

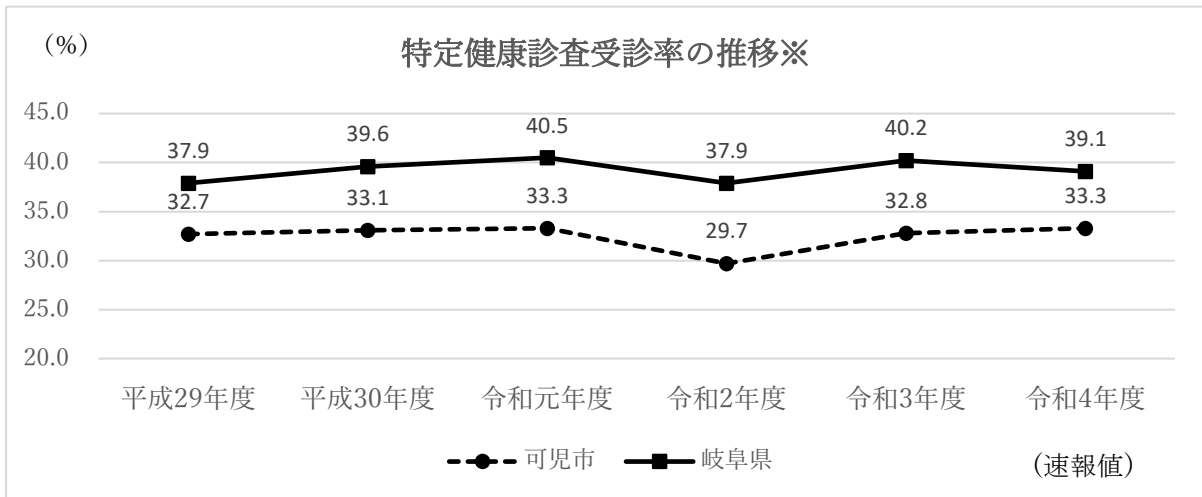
資料：保育課データを加工



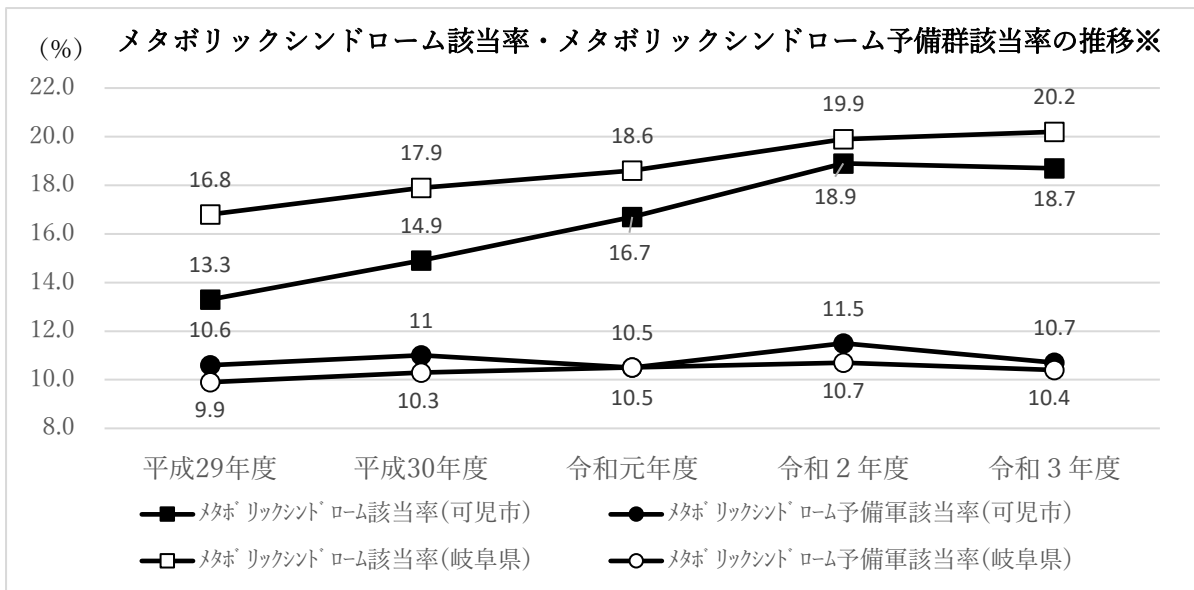
(4) 健康づくりの現状

患者数が多く主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策や重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病への対策が大きな課題となっています。これらの発症を予防し重症化を防ぐため、特定健康診査等の受診を更に推進し、生活習慣病やメタボリックシンドロームを改善する取り組みが重要です。

資料：健康増進課提供データ「岐阜県（市町村国保）における医療費・疾病・特定健診の状況」より



※特定健康診査の対象者は、40歳以上の国民健康保険加入者になります。



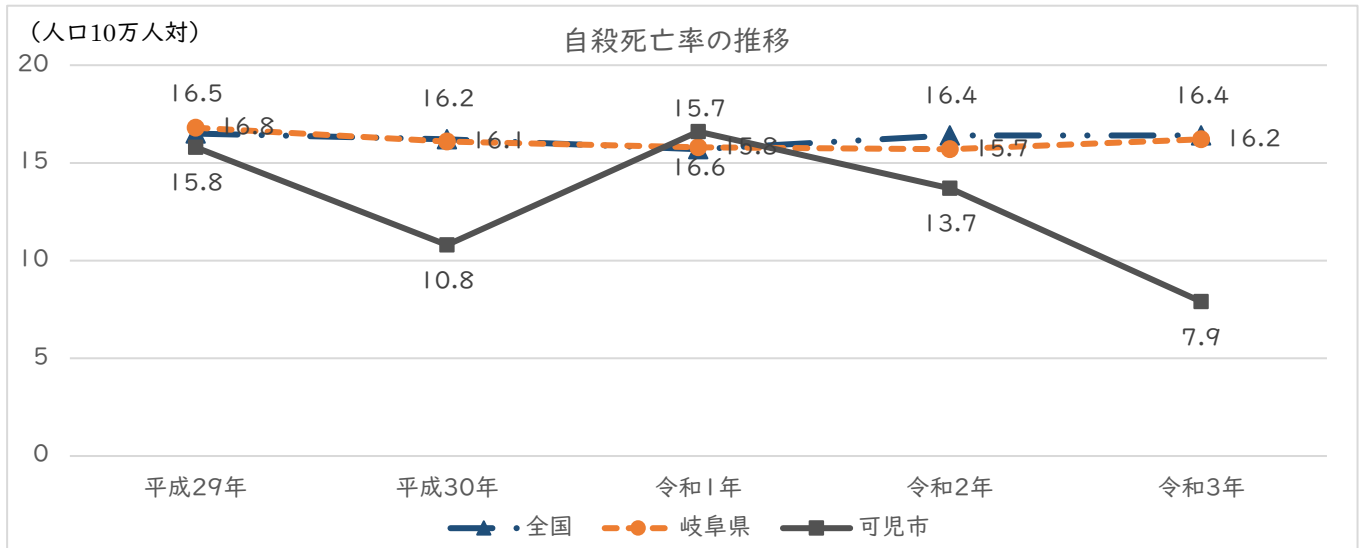
※特定健康診査の受診者のうち、該当する方の割合を示しています。

(5) 自殺に関する現状

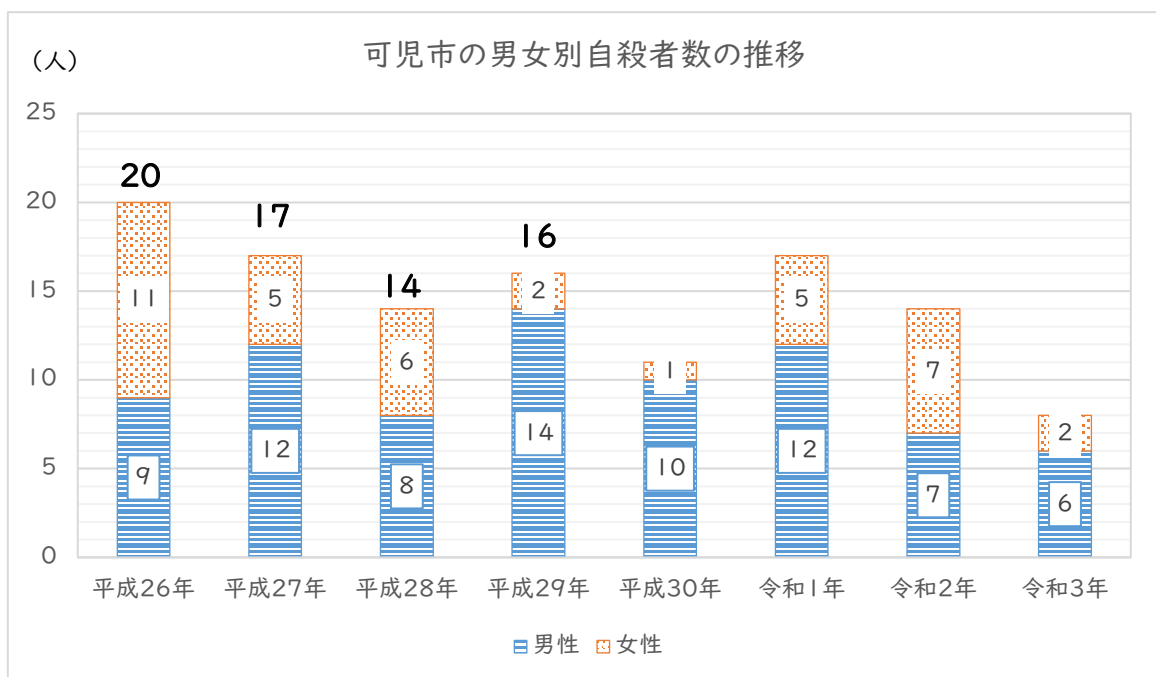
平成29年から令和3年までの5年間の本市における自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数※)の推移については、全国・県と比較しても、概ね低い傾向にあります。また、自殺死亡率の平均は約13.0となっており、全国の平均の16.2よりも3.2ポイント低い数値となっています。


また本市の自殺者数は増減を繰り返しながらも減少傾向となっています。平成26年には女性の数が多い状況でしたが、それ以後は令和2年を除いて、男性の数が多くなっています。

資料: 可児市生きるための包括的支援行動計画(第2期)



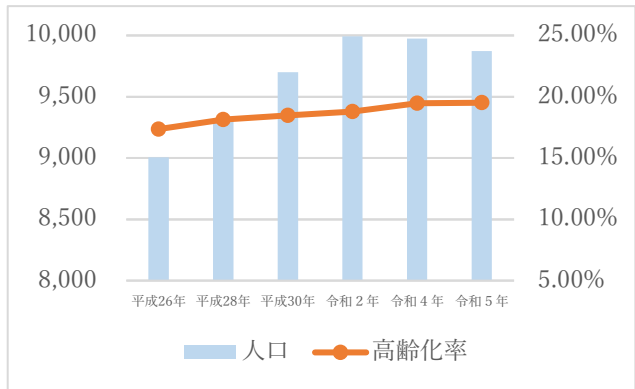
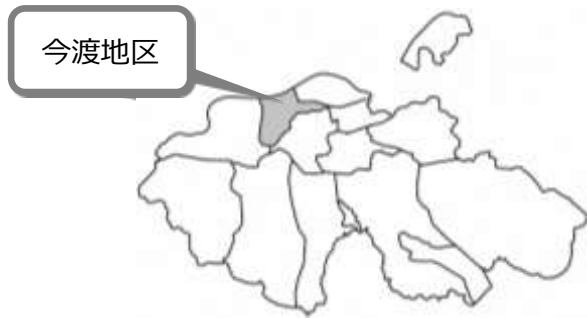
※ 自殺死亡率の母数となる人口は、令和2年国勢調査就業状態等基本集計を基にJSCPにおいて推計したもの。





第2章 地区の活動について

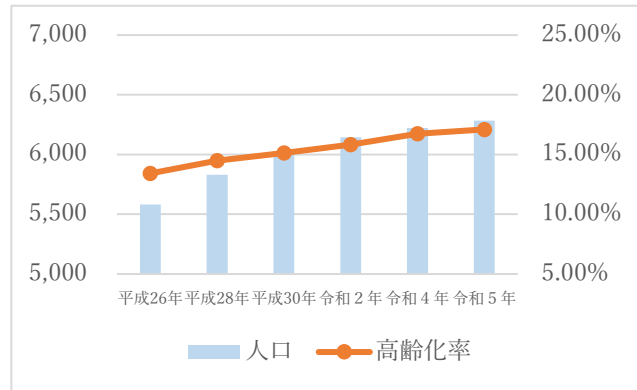
Ⅰ 今渡地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	9,872 人 生産人口割合：65.65% 高齢化率：19.51% (75歳以上割合：10.30%) 外国人人口割合：22.57%	世帯数	4,484 世帯
		自治会数	8
担当地域包括支援センター	北部	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	4	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：3 子育てサロン：1 子ども食堂等：0	地区社協の活動	・ふれあいコンサート ・ご長寿を祝う会 ・子育てサロン「いまっ子」
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可見市の中で比較的高齢化率が低く、外国人市民が多く暮らしています。 ・ 駅や商業施設があり、利便性が高い地区でもあります。 		
アンケートより	<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉に無関心な人が多い ②活動の後継者が少ない <p>その他、「行政や社会福祉協議会からの依頼事項が多い」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p> <p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり ②子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり ②外国人市民の地域活動への参加のきっかけづくり <p>「外国人市民の地域活動への参加のきっかけづくり」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p>		

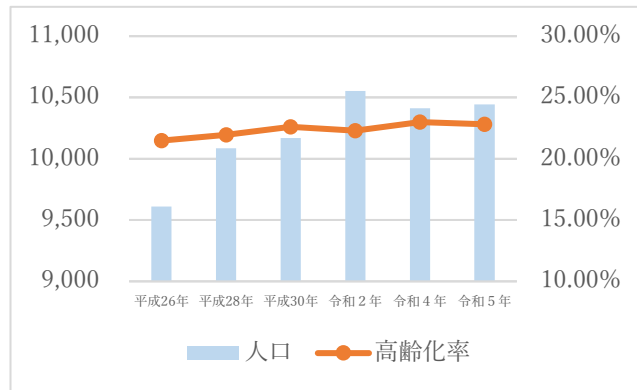
2 川合地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	6,285 人 生産人口割合：66.92% 高齢化率：17.10% (75歳以上割合：7.27%) 外国人人口割合：15.10%		世帯数	2,857 世帯
			自治会数	4
担当地域包括支援センター	北部		生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	3		移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：1 子育てサロン：1 子ども食堂等：1		地区社協の活動	・友愛訪問事業 ・夏休み！こども福祉講座 ・子育てサロン「スマイル」 ・新春劇場
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・アパート、マンションとともに、一戸建ても増えており、人口はおしる増加傾向となっています。 ・若い世代の人口が多く、高齢化率が14地区の中で最も低くなっています。 			
アンケートより	<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動の後継者が少ない ②地域福祉活動に関わる人が少ない <p>その他、「活動のリーダーがいない」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p>			
	<p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり ②車を運転できない人などへの外出支援 			

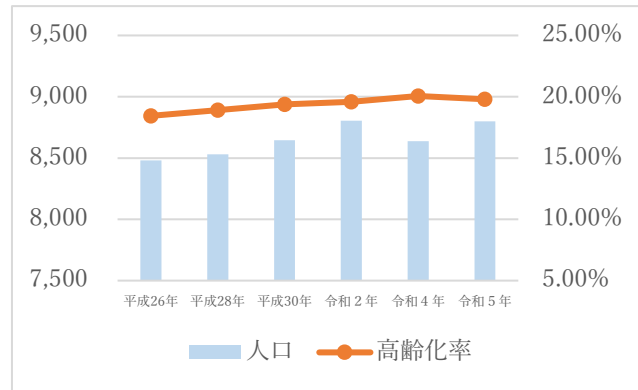
3 下恵土地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	10,444 人 生産人口割合：62.68% 高齢化率：22.81% (75歳以上割合：12.93%) 外国人人口割合：8.51%	世帯数	4,691 世帯
		自治会数	14
担当地域包括支援センター	北部	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	10	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：7 子育てサロン：2 子ども食堂等：1	地区社協の活動	・地域福祉サービスメニュー事業
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中心部で主要な公共施設、交通機関等が多くある生活に便利な地区 ・人口は増加傾向にあり、帷子地区に次ぎ人口が多い。 		
アンケートより	<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動の後継者が少ない ②地域福祉活動に関わる人が少ない <p>その他、「活動のリーダーがいない」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p>		
	<p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり ②子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり 		

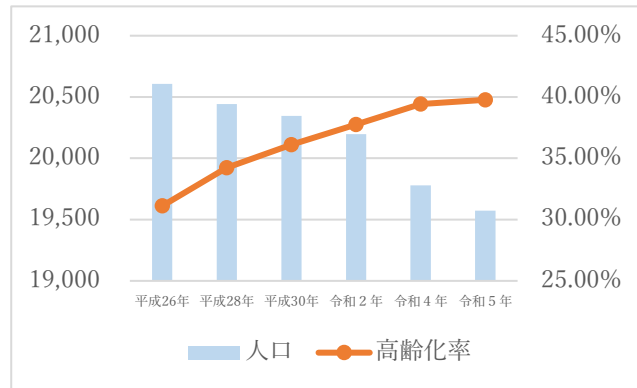
4 土田地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	8,799人 生産人口割合：65.79% 高齢化率：19.79% (75歳以上割合：11.31%) 外国人人口割合：21.31%		世帯数	3,910世帯
			自治会数	18
担当地域包括支援センター		土田	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	10		移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：7 子育てサロン：1 子ども食堂等：2		地区社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなでラジオ体操 ・子ども講座（どた de などとき大作戦） ・身障協会との交流会 ・子育て応援事業 ・秋・春の給食サービス
地域の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・大きな工場が立地し、市内の中核病院がある地区 ・旧来の地区である一方、アパートやマンションが多く、外国人市民が多く住んでいる 		
アンケートより		<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①地域福祉活動に関わる人が少ない ②活動の後継者が少ない</p> <p>その他、「地域福祉に無関心な人が多い」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p>		
		<p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり ②外国人市民の地域活動への参加のきっかけづくり</p>		

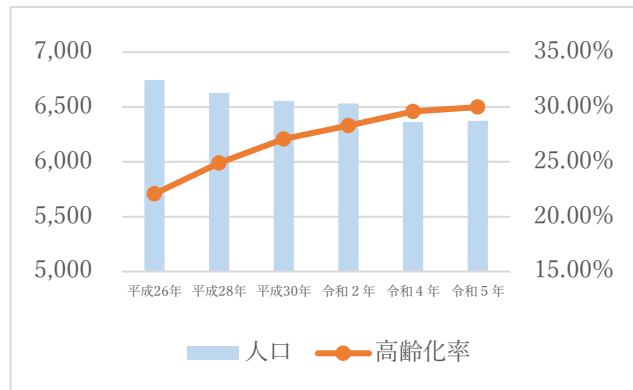
5 帷子地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	19,573 人 生産人口割合：49.74% 高齢化率：39.77% (75歳以上割合：21.19%) 外国人人口割合：2.21%		世帯数	8,636 世帯
			自治会数	13
担当地域包括支援センター		帷子	生活支援	4
ふれあい・いきいきサロン数	22		移動支援	3
	内 多世代・高齢者向け：17 子育てサロン：3 子ども食堂等：2		地区社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者送迎サービス事業 ・地域福祉サービスメニュー事業 ・ドライブインシアター ・子ども講座(親子防災教室) ・高齢者向け講座
地域の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な住宅団地が集まっており、地区の中で最も人口・世帯数が多い。 ・団塊の世代の人の割合が高く、高齢化率も高い。 		
アンケートより		<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動の後継者が少ない ②地域福祉に無関心な人が多い ③地域福祉活動に関わる人が少ない <p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①独居高齢者、高齢者世帯、障がい者、子どもなどを対象とした見守り ②退職者の地域活動への参加のきっかけづくり 		

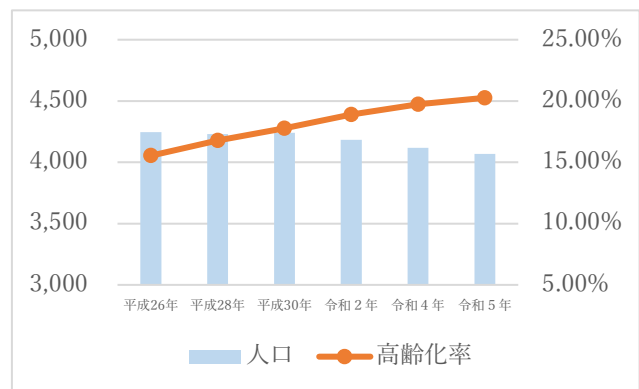
6 春里地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	6,373 人 生産人口割合：59.20% 高齢化率：29.99% (75歳以上割合：15.58%) 外国人人口割合：3.70%	世帯数	2,652 世帯
		自治会数	10
担当地域包括支援センター	南部	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	12	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：8 子育てサロン：1 子ども食堂等：3	地区社協の活動	・高齢者給食サービス事業 ・各種団体への活動助成
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の面積が広く、東部に住宅団地が多くあり、北部に商業施設が集まっている地区 ・南部は農地、山林が広がっている 		
アンケートより	<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①地域福祉に無関心な人が多い ②活動の後継者が少ない</p> <p>その他、「活動がマンネリ化している」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p>		
	<p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①車を運転できない人などへの外出支援 ②子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり</p>		

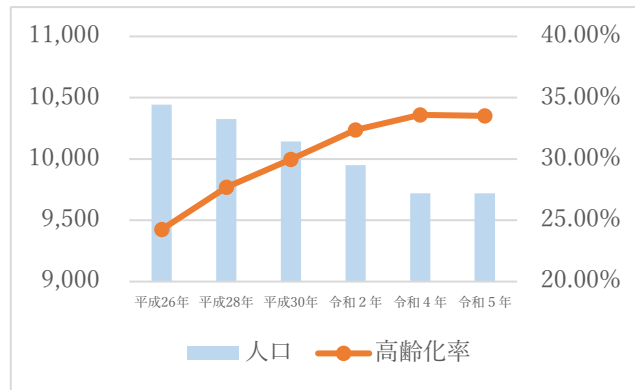
7 姫治地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	4,067 人 生産人口割合：68.53% 高齢化率：20.26% (75歳以上割合：10.18%) 外国人人口割合：3.05%	世帯数	1,597 世帯
		自治会数	8
担当地域包括支援センター	南部	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	7	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：5 子育てサロン：1 子ども食堂等：1	地区社協の活動	・長寿の祝い（記念品配付） ・姫治コミュニティ農園「ひめほっこり」
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工業団地を有している地区 ・住宅団地があることなどから、比較的若い世代の人口も多く、高齢化率が低い 		
アンケートより	<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動の後継者が少ない ②地域福祉に無関心な人が多い <p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり ②子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり ②避難行動要支援者の把握と対応 		

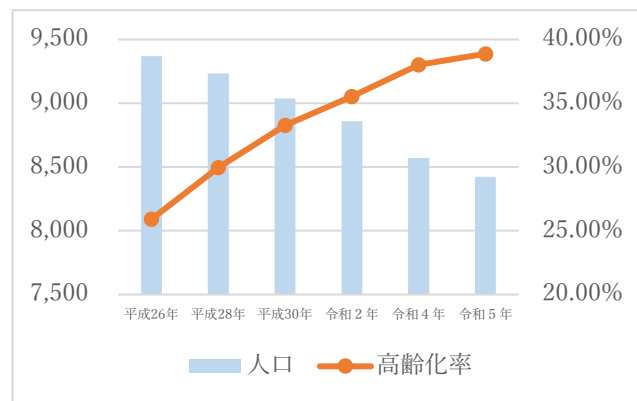
8 平牧地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	9,720 人 生産人口割合：56.27% 高齢化率：33.51% (75歳以上割合：16.19%) 外国人人口割合：3.32%	世帯数	4,161 世帯
		自治会数	11
担当地域包括支援センター	東部	生活支援	2
ふれあい・いきいきサロン数	16	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：15 子育てサロン：0 子ども食堂等：1	地区社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・平牧地区支え合い活動（生活支援サービス） ・長寿のお祝い記念配付 ・サロン・平牧 ・さぼたん農園 ・ひまわりプロジェクト
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・旧来からの地域と住宅団地の両方があり、地域の状況がわかる地区 ・地区が広く集落も点在している 		
アンケートより	<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①活動の後継者が少ない ②地域福祉活動に関わる人が少ない</p> <p>その他、「団体・組織間の連携が乏しい」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p> <p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり ②新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり ②車を運転できない人などへの外出支援</p>		

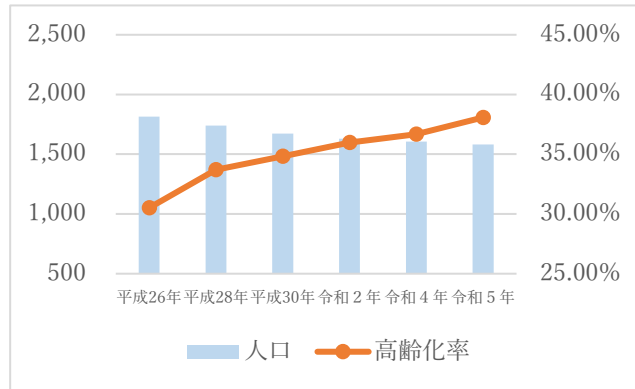
9 桜ヶ丘ハイツ地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	8,423 人 生産人口割合：50.91% 高齢化率：38.88% (75歳以上割合：18.50%) 外国人人口割合：1.02%	世帯数	3,577 世帯
		自治会数	3
担当地域包括支援センター	東部	生活支援	1
ふれあい・いきいきサロン数	8	移動支援	1
	内 多世代・高齢者向け：6 子育てサロン：1 子ども食堂等：1	地区社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなの家」の運営、みんなの家卓 ・家事支援「この指と～まれ」 ・移動支援・買物配達支援 ・ハイツカフェ ・地域見守り散歩 ・高齢者見守り安心コール ・喜寿のお祝い配付
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な住宅団地で構成されており、一戸建てが多い地区 ・高齢化率が比較的高い 		
アンケートより	地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①活動の後継者が少ない ②地域福祉活動に関わる人が少ない		
	今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①支援が必要な人を早期発見して公的支援につながるしくみづくり ②退職者の地域活動への参加のきっかけづくり		

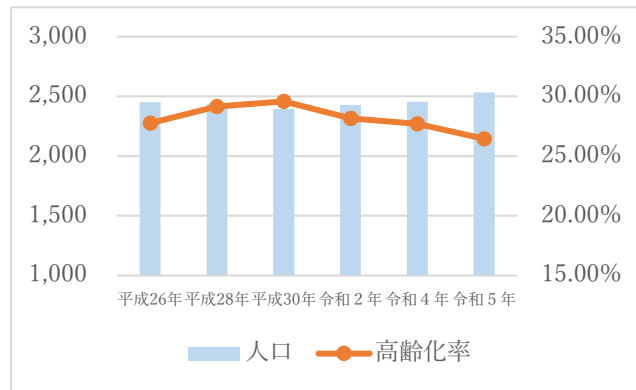
10 久々利地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	1,581 人 生産人口割合：52.25% 高齢化率：38.08% (75歳以上割合：19.17%) 外国人人口割合：2.72%	世帯数	665 世帯
		自治会数	6
担当地域包括支援センター	東部	生活支援	1
ふれあい・いきいきサロン数	1	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：1 子育てサロン：0 子ども食堂等：0	地区社協の活動	・友愛訪問事業 ・クリスマス会 ・泳サロン「さくらいそう」 ・ごみ出し支援事業
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史と伝統のある地区で、地域のつながりが比較的強い ・広い地区に集落が点在しており、買い物拠点が少ない 		
アンケートより	地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①地域福祉活動に関わる人が少ない ②活動の後継者が少ない ③地域福祉に無関心な人が多い		
	今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①支援が必要な人を早期発見して公的支援につながるしくみづくり ②車を運転できない人などへの外出支援		

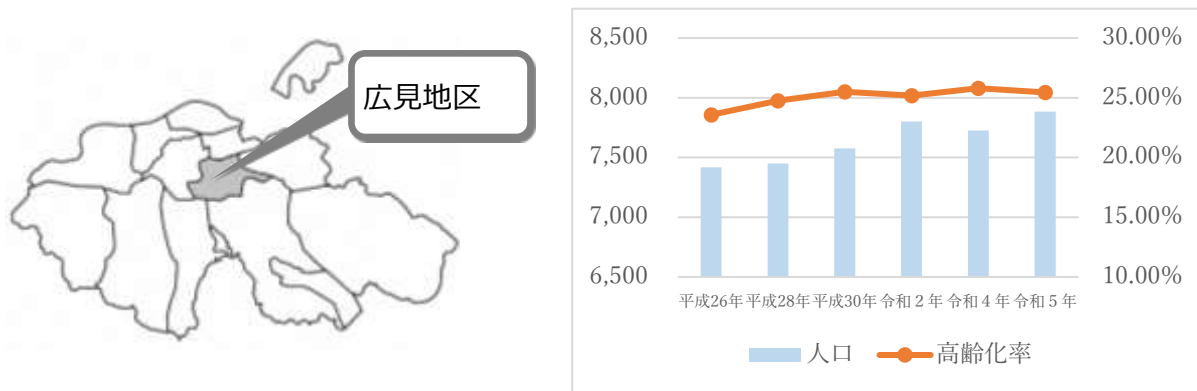
11 広見東地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	2,533 人 生産人口割合：59.81% 高齢化率：26.45% (75歳以上割合：15.36%) 外国人人口割合：3.63%		世帯数	1,055 世帯
			自治会数	8
担当地域包括支援センター		可児市	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	3		移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：2 子育てサロン：1 子ども食堂等：0		地区社協の活動	・長寿の祝い事業 ・携帯用名札配付 ・おしゃべりサロン東縁
地域の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・東海環状自動車道のインターチェンジがあり、交通の拠点であり、工業団地が造成されつつある。一方で、今も田畑が多く残っている ・近年、人口が増加傾向に転じている 		
アンケートより		<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①地域福祉活動に関わる人が少ない ②活動の後継者が少ない</p> <p>その他、「活動のリーダーがいない」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p>		
		<p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <p>①新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり ②子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり</p>		

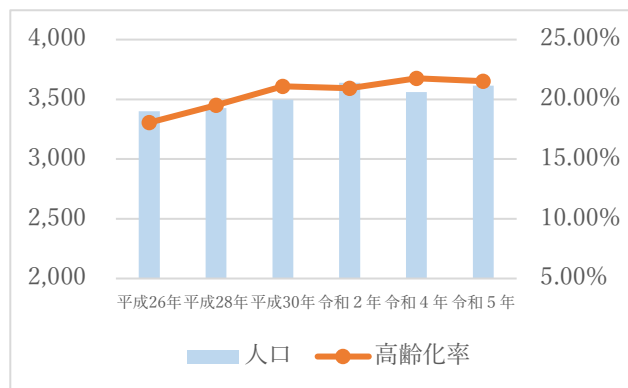
12 広見地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	7,885 人 生産人口割合：60.56% 高齢化率：25.45% (75歳以上割合：14.04%) 外国人人口割合：8.66%	世帯数	3,552 世帯
		自治会数	11
担当地域包括支援センター	可児市	生活支援	1
ふれあい・いきいきサロン数	8	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：6 子育てサロン：0 子ども食堂等：2	地区社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっとサロンゆい・出張サロン ・友愛訪問事業 ・おとしごろたいむ ・コミュニティバス活用講座 ・初めてのスマホ教室
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・古くからの商店街と市役所があり、交通の便も良好な地区 ・病院や買い物ができる店舗も多い 		
アンケートより	<p>地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動に関わる人が少ない ②活動の後継者が少ない <p>その他、「団体・組織間の連携が乏しい」は他の地区と比較して割合が高くなっています。</p>		
	<p>今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり ②住民が広く参加できるイベントや行事の開催 		

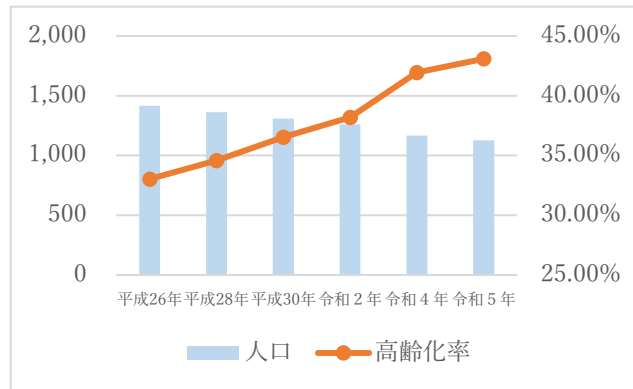
13 中恵土地区



(数値は令和5年4月1日現在)


人口	3,614人 生産人口割合：63.59% 高齢化率：21.53% (75歳以上割合：10.85%) 外国人人口割合：11.93%	世帯数	1,559世帯
		自治会数	6
担当地域包括支援センター	可見市	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	2	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：1 子育てサロン：0 子ども食堂等：1	地区社協の活動	・ふれあい農園事業 ・長寿の祝い ・クリスマス花火大会 ・中恵土サロン de なかえ〜ど
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国道21号線周辺に大型店舗の進出が多くあり、買い物拠点ができている ・人口が増加傾向にあり、高齢化率も比較的低い 		
アンケートより	地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①地域福祉活動に関わる人が少ない ②活動の後継者が少ない ③地域福祉に無関心な人が多い		
	今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①ゴミ出しなどの家事支援や生活の手助け ②地域の様々な団体との連携		

14 兼山地区



(数値は令和5年4月1日現在)

人口	1,128 人 生産人口割合：48.58% 高齢化率：43.09% (75歳以上割合：25.09%) 外国人人口割合：3.46%	世帯数	534 世帯
		自治会数	9
担当地域包括支援センター	北部	生活支援	0
ふれあい・いきいきサロン数	5	移動支援	0
	内 多世代・高齢者向け：4 子育てサロン：1 子ども食堂等：0	地区社協の活動	・高齢者昼食サービス ・サロンやとつかめ ・野外シアター
地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡があり歴史と伝統のある地区で、地域のつながりが比較的強い ・14地区の中で高齢化率が最も高い 		
アンケートより	地域福祉活動を進めるにあたっての課題として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①活動の後継者が少ない ②地域福祉に無関心な人が多い その他、「行政や社会福祉協議会からの依頼事項が多い」は他の地区と比較して割合が高くなっています。		
	今後取り組むべき地域福祉活動として割合が高いのは、以下のとおりです。 ①外国人市民の地域活動への参加のきっかけづくり ②独居高齢者、高齢者世帯、障がい者、子どもなどを対象とした見守り		



第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

第3期計画においては「私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児」を理念に掲げ「私が取り組む」という意識のもと「我が事」として地域に参加し、「丸ごと」つながることで地域共生社会の実現を目指してきました。また、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように可児市地域包括ケアシステムにおいて包括的な支援やサービスを提供できる体制を整えてきました。

本市では、誰もが安全で安心して、元気に暮らせるまちづくりを推進し「住みごこち一番・可児」を実現する姿として掲げています。そこで、地域福祉を担う本計画では、市民と行政が手を携え、市民一人ひとりが地域福祉を支える一員として活躍できる取り組みを進めることで、誰もが地域とつながり、支え合いながら心穏やかにのんびり暮らせるまちを目指していきます。

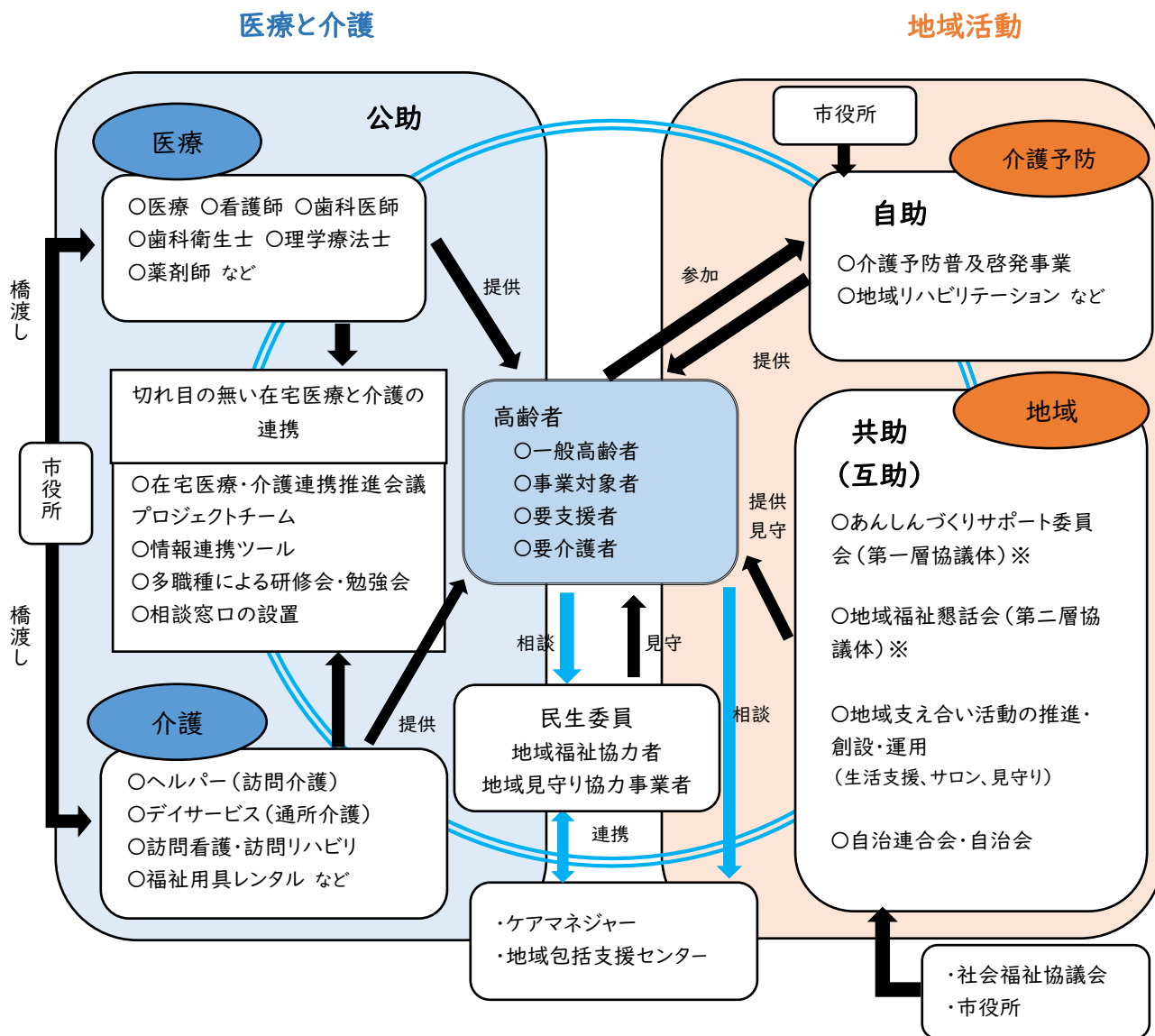
さらに既存の包括的な支援体制を継続しつつ各家庭が抱える複雑化・複合化した課題の解決や制度の狭間で孤立する方を支援できるよう各機関や関係者が分野を超えて一体的に取り組む重層的な体制の構築を計画するとともに、権利擁護を推進していきます。

<基本理念>

みんなでつくる 私もつくる 安気なまち 可児

2 本計画推進のイメージ

■ 可見市地域包括ケアシステム（イメージ図）

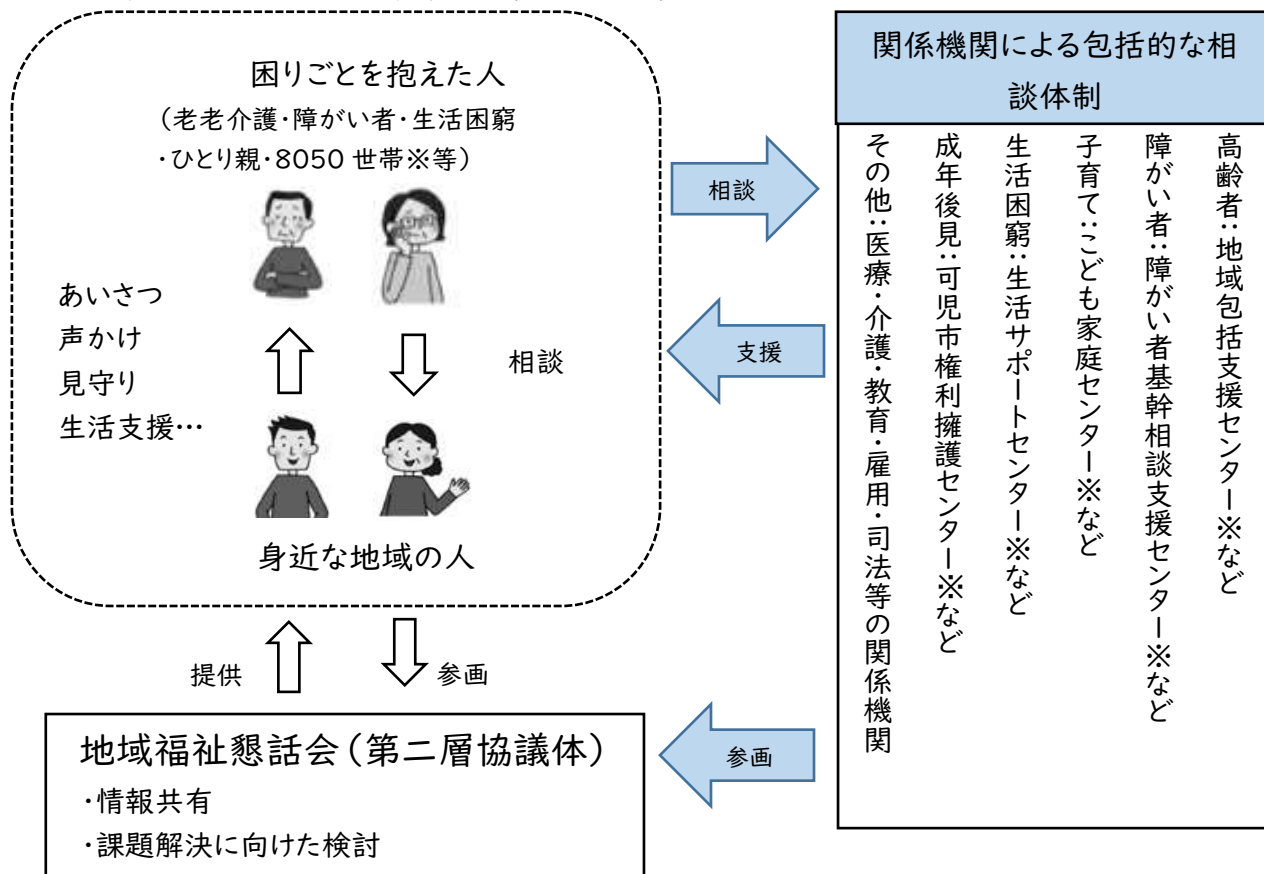


【用語解説】

※第一層協議体・第二層協議体

市全体で各地区の課題や取り組みを共有したり話し合ったりする場を第一層協議体と呼び、本市では「あんしんづくりサポート委員会」として開催されている。一方、市内14地区で、地域課題の情報共有や解決に向けた取り組みについて話し合う協議体を第二層協議体と呼び、本市では「地域福祉懇話会」として開催されている。

■地域における包括的な支援体制（イメージ図）



【用語解説】

※8050世帯

80代の親が収入のない50代の子と同居したまま、外とのつながりが途絶えて孤立し、生活が行き詰まる世帯。

※地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。

※障がい者基幹相談支援センター

障がい者に関する総合的・専門的な相談を受け、助言を与える機関。又市内の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関との連携など、相談支援についての市の中核的な役割を担う機関。

※こども家庭センター

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う機関。

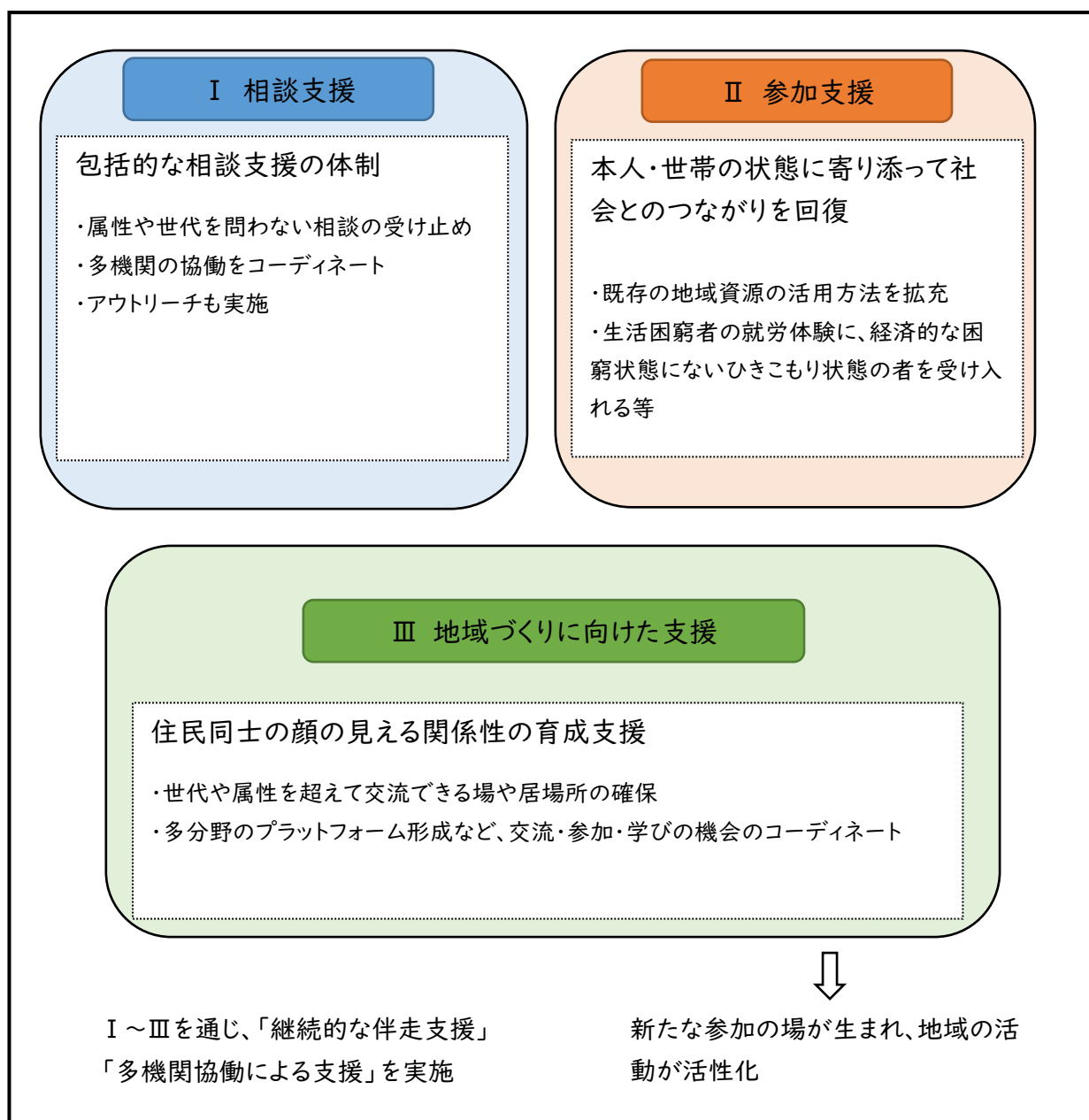
※生活サポートセンター

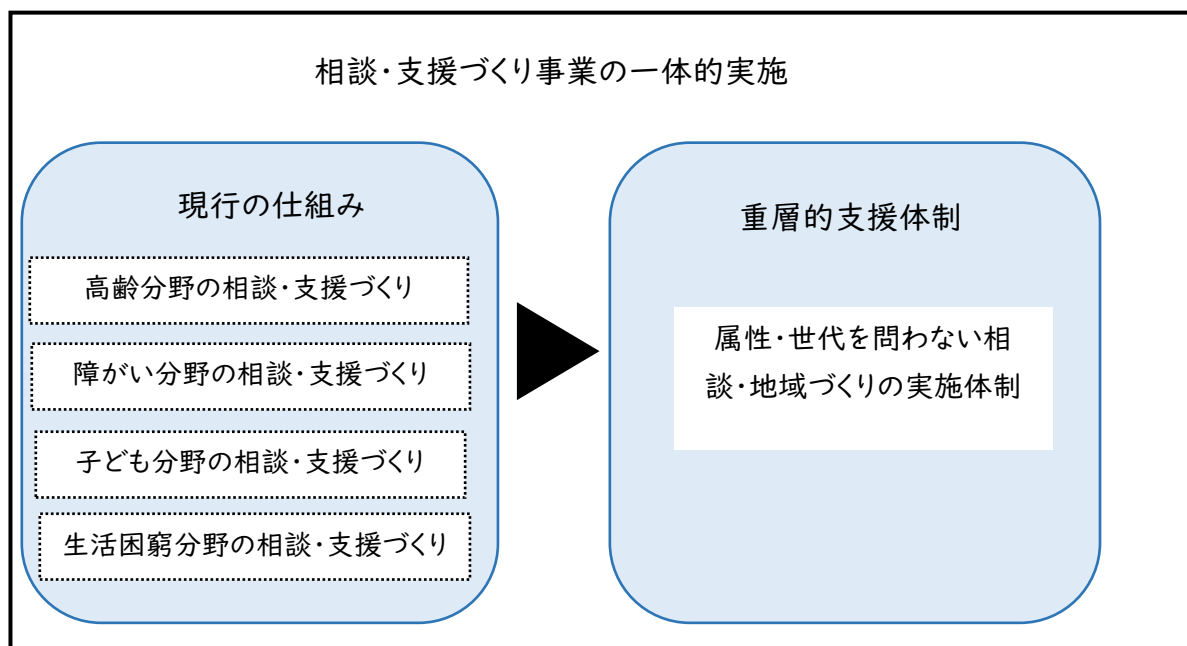
生活保護に至る前の生活困窮者（相談者）に対し、福祉関係機関等と連携を図り、自立のための相談支援、住居確保給付金の申請事務、家計管理に関する指導等の支援を担う機関。その他、権利擁護事業、生活福祉資金の貸付、心配ごと相談、福祉用具の貸出しを行う総合相談窓口。

※可児市権利擁護センター

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障害者、またその関係者からの相談に応じ、権利擁護のために必要な支援を行う機関。

■重層的支援体制整備事業※(イメージ図)(資料:厚生労働省資料を再作成)



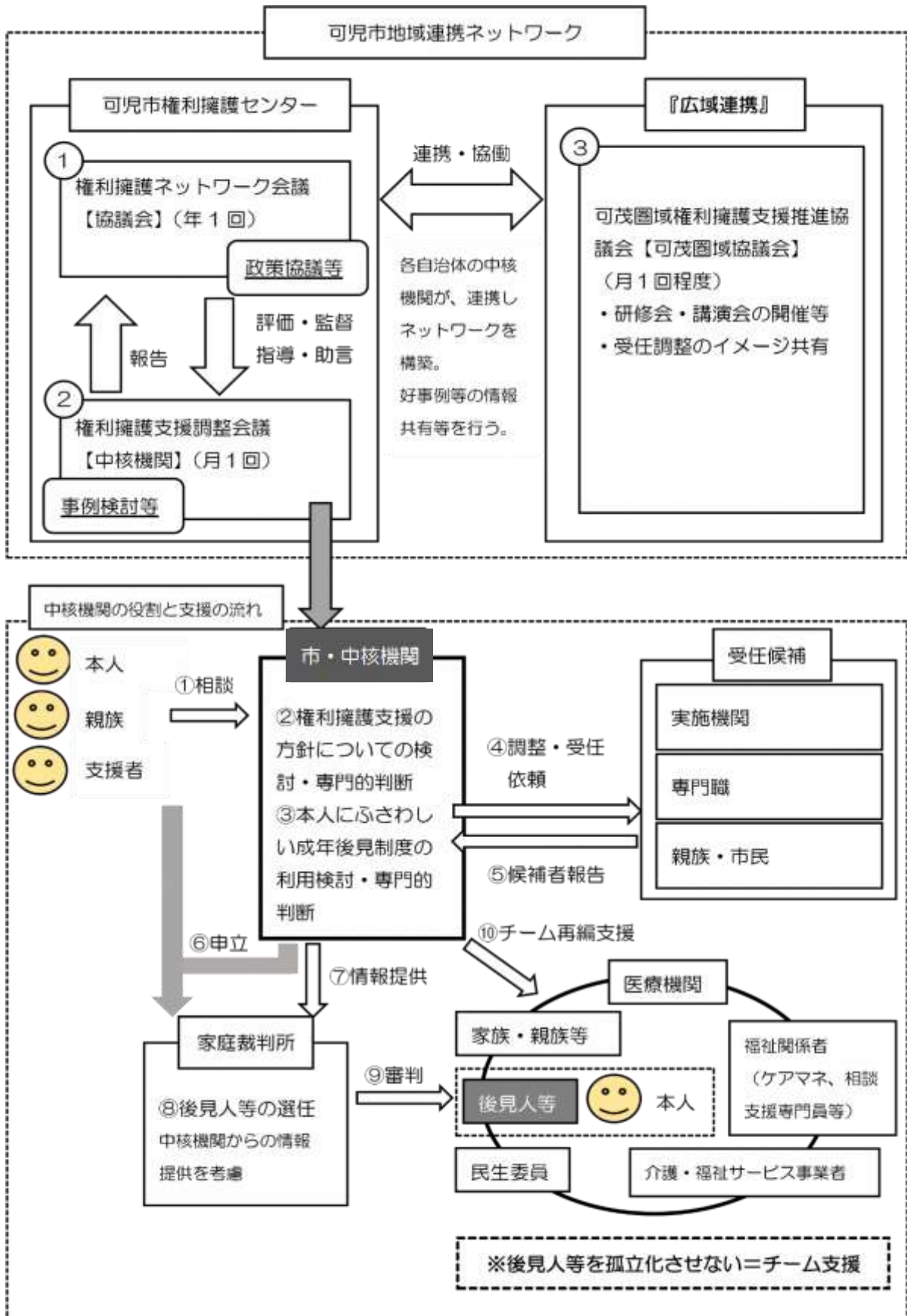


【用語解説】

※重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援等を一体的に実施する事業のこと。


■成年後見制度利用促進に向けた推進体制



3 施策の体系

基本理念		
みんなでつくる 私もつくる 安気なまち 可児		
基本目標	施策	取組み
I 住みやすい 地域づくり	1 身近な地域での 福祉活動の推進	(1)地域福祉活動の強化
		(2)地域団体等の活動の活性化
	2 地域交流の場づくり	(1)地域における交流の場づくり
		(2)様々な分野における 地域福祉活動の促進
	3 地域ぐるみの子育て	(1)一体的な支援体制の充実【重点】
		(2)子育て健康プラザにおける子育て支援
(3)地域における子育て支援		
(4)子どもの居場所づくり		
II 福祉を支える 人材づくり	1 地域福祉活動を担う 人材育成	(1)地域福祉活動に関わる 人材の発掘・拡充
		(2)地域福祉活動の啓発
		(3)福祉教育の推進
		(4)体制強化に向けた人材確保【重点】
	2 ボランティア活動の 推進	(1)ボランティア活動の活性化に向けた 地域支え合いづくりの継続
		(2)ボランティア活動の周知・充実
		(3)ボランティア活動の参加及び支援

Ⅲ 安心な暮らしを 支える体制づくり	1 包括的支援の 体制強化	(1)見守り、相談、支援の充実 【重点】
		(2)重層的支援体制の構築・強化 【重点】
		(3)認知症予防と介護サービスの展開 【重点】
		(4)自殺対策の推進
	2 福祉サービスの 充実・利用促進	(1)福祉サービスの充実
		(2)移動手段の確保 【重点】
	3 権利擁護の推進	(1)成年後見制度の適切な利用及び周知 【可児市成年後見制度利用促進基本計画】
		(2)権利擁護のための支援
		(3)虐待防止に向けた取り組み
		(4)罪を犯した人の 社会復帰に向けた取り組み
Ⅳ 生活の安全を守る 地域づくり	1 災害時の体制づくり	(1)福祉避難所の運営・充実
		(2)災害時に活躍する人材の育成
		(3)災害弱者への支援
	2 地域安全活動の推進	(1)防犯活動の推進
		(2)安全・安心な環境整備 【重点】
		(3)交通安全の取り組み



第4章 施策の方向性

施策の方向性では、策定委員会やアンケート結果から得られた現状の課題等を踏まえ、今後の方向性を示したうえで、基本目標ごとに取り組み内容を示しています。また、市民、団体、市役所、市社会福祉協議会の取り組みに関わる内容を示しています。

基本目標Ⅰ 住みやすい地域づくり

【現状と課題】

(策定委員会からの意見)

- ・コミュニティの希薄化により地域のイベントなどで交流する機会が少なくなっています。世代間の情報共有や世代で区切らない居場所の確保、多世代が関わる催し物の企画などが望まれます。
- ・地域活動を継続するために、担い手が不足しています。働いている時から住んでいる地域と関わるきっかけづくりが必要です。そのため、社会貢献活動を進めている企業と連携しながら、地域住民の能力や経験を地域づくりに活かしていくことを考えなければいけません。
- ・若い世代が子どものイベントなど地域行事に参画し地域との接点を持つことで、多世代が地域活動へ参加する意識が高まるのではないのでしょうか。
- ・移動が困難な高齢者でも気軽に集まり、交流できる居場所の整備が必要です。
- ・安心して暮らし続けられる地域づくりには、地域交流が不可欠です。役員等の負担を考慮しながら、気軽に参加しやすい行事を継続することが大切です。

(活動者及び団体アンケートから)

- ・地域活動にやりがいを感じる方が多くいます。その理由として自身の成長や仲間づくりにつながる事が挙げられています。
- ・役職や地域によっては地域活動に負担を感じる方の割合が高くなっています。一方で、今後もできる範囲で地域活動に関わりを持ちたい方の割合は高くなっています。
- ・子どもや高齢者、障がい者だけでなく、外国籍市民や転入者、退職者も参加できるふれあいの場づくりや市民が広く参加できるイベントや行事の開催が求められています。
- ・電子メールやアプリなど情報機器を活用し活動を行う団体も見受けられます。
- ・家事支援の活動や交通弱者を支える活動をするために拠点の確保が必要です。
- ・活動団体において、電子メールやアプリ、スマホ等の活用が進んでいます。活用することで、活動の負担軽減と効率化とともに、新しい活動の仕方に変化していく可能性があります。

基本目標Ⅰ

(団体ヒアリングから)

- ・親子で参加したり高齢者が参加したりする子ども食堂もあります。多世代が集える場となっているところがあります。
- ・高齢者の自治会脱退が目立っています。自治会から離れることで、日頃のつながりがなくなり、災害時の支援が受けにくくなることなどデメリットを伝え、加入を継続させることが必要です。
- ・身体状況に合わせ無理なく自治会活動に関わってもらうなど、今まで自治会活動を支えてくれた高齢者が脱退しないような工夫が必要です。
- ・高齢者にも見やすく理解しやすい文書の作成を意識するなど気配りや配慮が必要です。



【方向性】

地域住民が年齢の違いや障がいの有無、国籍によらず参加できる場の創出を支援し、住民同士の交流を活性化します。また、地域で支え合う意識を育みながら子育て家庭や高齢者の支援を強化します。

施策Ⅰ 身近な地域での福祉活動の推進

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)地域福祉活動の強化	・自治会や地区社協などの地域福祉活動団体や協力者が、地域の特性を踏まえた活動を展開できるよう助成などを通して支援します。			●	●
	・地区社協の活動にボランティアが参画し、自治会や民生委員・児童委員等と協働し活動できる体制づくりを進めます。	●	●		●

基本目標Ⅰ

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
	・地域福祉懇話会の開催を支援し、地域住民主体の地域づくりを進めます。	●	●		●
	・市全域を支援する第一層生活支援コーディネーターと各地区を支援する第二層生活支援コーディネーター（地域支えあいコーディネーター）が市と連携し地域福祉活動の活性化を図ります。			●	●
(2)地域団体等の活動の活性化	・要援護者の見守り等を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。			●	
	・民生委員・児童委員や地域福祉協力者、地域見守り協力事業所など地域で見守り活動を行う人や団体と協力し、支援が必要な人を見守ります。	●	●	●	
	・地域福祉活動団体がスマートフォン等の情報機器を活用できる仕組みについて検討します。				●
	・住民が自ら住みやすい地域づくりを進めることができるよう、自治会加入の促進をはじめ、地域の様々な活動を支援します。 ・市社協は、赤い羽根共同募金を活用し地域活動を支援します。	●	●	●	●

基本目標 I

施策2 地域交流の場づくり

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)地域における 交流の場づくり	・地域づくりの活動拠点として地区センターや福祉センターなどの活性化を図ります。			●	
	・高齢者や子育て中の人と地域住民のつどいの場であるふれあい・いきいきサロン活動が継続できるよう助成などを行い支援します。また、新たにつどいの場を作りたい団体や市民に助言等を行います。			●	●
	・地域子育て支援拠点施設、絆る～む、児童センター・児童館や子育てサロンが、子育て中の親の交流の場となるよう支援します。			●	●
	・3歳までの子どもを育てている保護者が子育てについて学び、親子のふれあいや保護者同士の仲間づくりの場となる乳幼児学級を各地域で開催します。			●	
(2)様々な分野における地域福祉活動の促進	・可児 UNIC スポーツクラブと連携しながら地域の主体的活動を活性化し、活動場所を提供します。		●	●	
	・保健師や栄養士などが地域サロン等の住民が集う場に参加し、生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防や改善、その他健康づくりに向けた講話を行い、特定健診の受診を促します。			●	
	・多文化共生センターフレビアの活動などを通じて、定住化の進む外国籍市民の地域活動への参加を促進します。		●	●	

基本目標 I

施策3 地域ぐるみの子育て

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)一体的な支援体制の充実 【重点】	・子育て家庭が地域の中で孤立し悩みを抱えることがないようにこども家庭センターを中心とした関係機関により一体的に支援していきます。			●	
	・出産や子育てに対する不安や孤立感を解消するため、保健師による伴走型支援に取り組みます。			●	
(2)子育て健康プラザにおける子育て支援	・総合的な子育て支援、健康づくり、多世代交流の拠点施設として、切れ目ない子育て支援を行います。			●	
	・子育て支援に取り組む市民団体やボランティアの活動・交流・情報支援の拠点として市民支援室を活用します。		●	●	
	・地域における子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の会員数の拡大に努めます。			●	
(3)地域における子育て支援	・青少年育成市民会議や地区青少年市民会議等と連携し、地域で子どもの健全育成に取り組む気運を高めます。		●	●	
	・幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動を進めます。	●	●	●	

基本目標 I

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(4)子どもの居場所づくり	・自由に遊べ、活動できる児童センター・児童館を運営するなど、学校以外の子どもの居場所を提供します。			●	
	・保護者が安心して就労できるよう市内の公立小学校でキッズクラブを運営します。			●	
	・子ども達に食事や居場所を提供する子ども食堂の運営を支援します。また多世代が交流できる場としても活用します。 ・子ども食堂を立ち上げたい団体や市民に対して助言等を行います。		●	●	●
	・学校へ行きたくても行けない児童生徒のためにスマイリングルームなどの居場所を確保し、社会的自立に向けて支援します。また、つながりサポーターを配置するなど支援体制を強化します。				●

基本目標 I

基本目標Ⅱ 福祉を支える人材づくり

【現状と課題】

(策定委員会からの意見)

- ・ボランティア団体のスタッフや参加者が少なくなっています。担い手を確保するために、学校や自治会などで福祉教育を実施する必要があります。小学生から大学生までの若い世代も参加しやすいボランティア活動を考えていく必要があります。
- ・以前はボランティア団体に所属して活動する人が多くいましたが、今は個人で活動しながら都合に合わせて団体活動に参加する人が増えています。こうした考え方に対応できるボランティア活動の仕組みを考えていく必要があります。
- ・ボランティアを活性化、継続するため活動の内容によっては有償化を進めることを提案します。
- ・ボランティア団体の活動内容など情報を十分周知する必要があります。
- ・70歳まで働く人が増え、ボランティアをする(できる)期間が短くなっています。定年退職後、働きながらも少しずつ地域の活動に参加できるよう企業などと連携する取り組みが必要です。
- ・あらゆる機会に地域活動やボランティア活動に参加できる仕組みを検討し、少しでも興味や関心を高め、活動のすそ野を広げることが必要です。

(活動者及び団体アンケートから)

- ・活動団体は、後継者不足に悩んでいることが伺えます。また、地域福祉活動に無関心な人や関わる人が少ないことも活動を継続するうえで課題となっています。
- ・子どものボランティア活動や地域福祉活動に対する福祉教育が望まれています。
- ・重点的に進めるべきことや行政からの支援として地域福祉を推進する人材育成や地域福祉に対する関心を高めるための啓発が望まれています。

(団体ヒアリングから)

- ・スタッフの高齢化に伴い、スタッフの減少や後継者がいないことで活動の継続が危ぶまれています。
- ・子どもがボランティア活動に参加することで、その親が活動を知り関心を持つことを狙う団体もあります。

基本目標Ⅱ



【方向性】

福祉教育や講座を通し、地域福祉活動に関わる人材を育成します。また、地域福祉活動を支える方や福祉分野で働く人材を確保します。

施策Ⅰ 地域福祉活動を担う人材育成

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)地域福祉活動に関わる人材の発掘・拡充	・地域福祉活動の担い手を発掘し、育てるため、介護基礎講座やボランティア養成講座を開催します。			●	●
	・民生委員・児童委員の見守り活動を補完する地域福祉協力者や地域見守り協力事業者の活動を支援し、活動者を増やします。			●	
(2)地域福祉活動の啓発	・あんしんづくりサポート委員会と協働し、市民フォーラムなどの開催を通じ、助け合い活動に触れる機会を提供します。 ・市社協では社会福祉大会を開催し、市民の福祉に対する関心を高める講演を企画します。		●	●	●
(3)福祉教育の推進	・市社協では市内の全幼保小中高校を福祉協力校として指定し、福祉教育を支援していきます。必要に応じ、出前講座の開催、道具の貸し出しを行います。 また、夏休みに福祉ドキドキわくわく体験を開催します。		●	●	●
	・岐阜医療科学大学と連携し、福祉や介護に関する講座などを実施します。		●	●	●

基本目標Ⅱ

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(4)体制強化に向けた人材確保【重点】	・外国籍の子どもや医療的ケアが必要な子どもなどの保育体制を強化するため、保育士や看護師の確保に努めます。			●	
	・介護保険サービスを安定的に提供するため、事業所における介護人材の確保を支援します。			●	
	・地域福祉活動団体の活動が継続されるよう後継者等の人材確保を支援します。			●	●

施策2 ボランティア活動の推進

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)ボランティア活動の活性化に向けた地域支え合いづくりの継続	・高齢者や子育て世代を支援するボランティア参加を促進するため、地域支え愛ポイントや地域通貨(Kマネー)を活用し、市民・事業者、行政が一体となった地域支え合いの仕組みづくりと地域経済の活性化に取り組みます。	●	●	●	●
(2)ボランティア活動の周知・充実	・ボランティア活動について相談できるボランティアセンターを周知します。また、可見市市民公益活動センターMeets や多文化共生センターフレビアと定期的に情報を交換し連携します。		●	●	●
	・ボランティア活動への参加やボランティア団体などに関する情報を、SNSなどを活用して発信していきます。				●

基本目標Ⅱ

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(3)ボランティア活動の参加及び支援	<p>・地域支え愛ポイント付与機関に指定するボランティア活動への参加を促します。市や市社協は情報提供などを行いボランティア活動を支援します。</p> <p>(高齢者支援団体) 移動支援、宅老所・サロン、生活支援サービス、302 運動の支援活動、介護予防支援活動、敬老事業、見守り事業、認知症カフェ</p> <p>(子育て支援団体) キッズクラブ、本の読み聞かせ、子どもの遊び相手・見守り事業協力、子育てサロン、子ども食堂、学習支援、託児、防犯パトロール</p>	●	●	●	●
	<p>・ボランティア活動に関することを気軽に相談できる場を提供できるよう検討します。</p>				●

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ 安心な暮らしを支える体制づくり

【現状と課題】

(策定委員会からの意見)

- ・免許証返納後に買い物や医療機関へ行く手段がなく不安が高まっています。また、サロン等を紹介されても活動場所まで行くことができず参加できない高齢者もいます。
- ・高齢者や障がい者、不登校の児童や生徒など地域全体で見守り、見守られながら社会的つながりを強めていく必要があります。
- ・自分が相談したいことはどこの窓口に行けば良いか分からないことがあります。相談窓口の周知不足や分野ごとに分けられた相談窓口に不便さを感じています。

(活動者及び団体アンケートから)

- ・車を運転できない人の移動手段の確保に取り組む必要があります。
- ・移送手段の確保を今後も継続するために車両や人材の確保が課題ですが、運営資金が不足しています。
- ・独居高齢者や高齢者世帯、障がい者や子どもに対する見守り活動の重要性と早期に公的機関につなげる仕組みが求められています。
- ・複合的な課題の中で、認知症高齢者が関連する事案が多くあるようです。その他、生活困窮者や外国籍市民、ヤングケアラーが関連する事案、ごみ屋敷等の住環境が関連する事案が課題解決を困難にしているようです。
- ・重点的に進めるべきこととして、人材育成とともに移動手段確保など公共交通サービスの充実を希望する割合が高くなっています。

(団体ヒアリングから)

- ・スタッフの高齢化に伴う運転免許証の返納等により、活動に必要な食料品等の買い出しが困難になっています。また、参加者も活動場所まで移動手段がなく、参加することが困難な状況になっています。
- ・交通弱者の移動を支援する活動は、相手の体調や様子などを知る機会になるため、見守りも兼ねた活動になります。
- ・交通事故へのリスクをご理解いただきボランティアをしていただく必要があるため、人材を確保することが他のボランティア活動よりハードルが高くなっています。そのために、例えば自分の車を使わず活動できるような仕組みが必要です。



【方向性】

複雑化・複合化する課題を抱える人を包括的に支援する体制の構築や高齢者の生活を支えるための移動手手段の確保や孤立を防止するための取り組みを充実します。

また、本人の意思を尊重したうえで必要な支援を提供する権利擁護を推進し、安心して暮らせる地域をめざします。

施策Ⅰ 包括的支援の体制強化

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)見守り、相談、支援の充実 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間に陥る人や課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう市や市社協、地域包括支援センター等の専門機関や自治会、民生委員・児童委員、地域支え合い活動団体、地域福祉協力者など地域の活動者が連携します。 ・高齢者の孤立を防止するための取り組みを充実します。 	●	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、生活サポートセンター、地域包括支援センター、こども家庭センター、少年センターなどの相談機関の役割を周知し、課題を抱える人の支援につなげます。 			●	●
	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や障がいのある家族の介護、幼い兄弟姉妹の世話などで学業や生活に悪影響が及ぶ恐れのある子ども(ヤングケアラー)の相談体制を整え、支援します。 		●	●	●

基本目標Ⅲ

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(2)重層的支援体制の構築・強化 【重点】	・生活困窮者が自立できるよう相談に応じた情報提供を行い家計の改善や資金の貸付、就労に必要な知識や能力の向上支援、住居の確保に必要な給付金支援などを行います。また、複合的な課題に対しては関係機関と連携し効率的に重層的な支援を行うため、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議等を立ち上げます。【新規】			●	●
	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに属性を問わず対応する包括的な支援体制の構築に向け中核機関を中心に協議を進めます。また、分野（介護、障がい、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づく相談支援や地域づくりを一体的に実施すべく関係機関の連携を一層強化するとともに多機関協働による重層的な支援体制を整備します。【新規】	●	●	●	●
	・ひきこもり状態の人や生活困窮者、8050 問題など複雑化・複合化した課題を抱える人に対して多機関協働による支援を継続的に実施できる体制を整備し、就労や地域への参加につなげます。また、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対して新たな参加の場の提供について検討します。【新規】	●	●	●	●
	・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進める体制を構築し、介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防に努めます。			●	

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(3)認知症予防と介護サービスの展開 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防の正しい理解の普及に努め、発症リスクを抑えます。また認知症の早期診断、早期対応を促進するとともに県、企業、介護事業者、地域などと連携した予防対策を実施します。 ・認知症の人が社会に参加し住み慣れた地域で自分らしく生活できる仕組みを検討します。 		●	●	●
(4)自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして市だけでなく関係機関、団体などが連携を図り、社会全体で包括的に支援するため、自殺対策基本法に基づき策定した自殺対策計画「生きるための包括的支援行動計画」に掲げる事業を推進します。また、可児市自殺対策協議会にて進捗状況を確認します。 	●	●	●	●

基本目標Ⅲ

施策2 福祉サービスの充実・利用促進

取組み	内容	市民	団体等	市	社協	
(1)福祉サービスの充実	・高齢者が身近で介護予防・生活支援サービスが受けられるよう、介護事業所や地域住民による多様なサービスを増加させます。	●	●	●		
	・高齢者も障がい者もともに十分なサービス利用ができるよう、相談支援者がお互いの制度や特性を理解し、連携できる体制づくりを進めます。また、サービス事業所等に対して「共生型サービス※」の周知を図る等、関係機関が補い合って、より充実した支援体制を構築できるよう取り組みます。			●	●	
	・専門職同士の顔の見える関係づくりを進め、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制を整えます。また、従事者が安心して働ける環境づくりへの支援をします。			●	●	
	・介護保険のサービスを利用するまでの間などに、車いすなどの福祉用具を短期間貸し出します。また、不要になった福祉用具を他の人へ譲るＹＹネット(福祉用具のリサイクル)を継続して実施します。					●
	・生活困窮世帯を対象に寄付食材を活用した支援を行います。また、フードバンクの設置に向けて検討します。 【新規】					●

基本目標Ⅲ

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(2)移動手段の確保 【重点】	・高齢者をはじめとする不特定多数の市民の移動手段を確保するため、コミュニティバス(さつきバス、電話で予約バスなど)の利便性の向上に努めながら運行を継続します。			●	
	・公共交通機関の利用が困難な高齢者や要介護者などの通院や買い物を支援するため、公共交通と福祉が連携した新たな移動手段確保策を検討します。また、高齢者等の移動を支える地域団体を支援します。		●	●	●
	・福祉有償運送の周知を行います。また、桜ヶ丘地区センターと福祉センター(障がい者生活支援センターハーモニー)でリフトカーの貸し出しを行います。			●	●
	・身体障がい又は知的障がいのある人が運転免許を取得した場合の経費を一部助成します。また、身体障がいのある人などが自動車の改造や購入に要する経費を一部助成します。			●	

※共生型サービスとは、同一事業所において介護保険サービス、障がい福祉サービスの両方を提供することでニーズに臨機応変に対応できるようにすること。

基本目標Ⅲ

施策3 権利擁護の推進

取組み	内容	市民	団体等	市	社協	
(1)成年後見制度の適切な利用及び周知 【可児市成年後見制度利用促進基本計画】	・判断能力が十分でない人に必要な情報提供や本人の意思確認等の支援を適切に丁寧に行い、権利擁護を進めます。		●	●	●	
	・中核機関※を中心に専門的判断を踏まえながら本人に相応しい支援を行います。また、後見人の申立てを行う場合は、適切な後見人等の選任が行われるよう関係機関と連携していきます。			●	●	●
	・市社協による法人後見事業を支援するなど、後見人等が孤立しないよう中核機関を中心に支援します。 ・市社協は、法人後見事業を通じ、被後見人等の権利が守られるよう支援します。				●	●
	・社会貢献型後見人(市民後見人)等の育成や制度の適切な活用が地域に浸透するよう権利擁護ネットワーク会議を中心に進めます。	●	●	●	●	
(2)権利擁護のための支援	・判断能力が十分でない人に対する生活支援や金銭管理を行うための日常生活自立支援、預託金サービス(死後事務委任)及び入退院支援サービスを行う「ず〜とあんき支援事業」を周知し実施します。				●	

基本目標Ⅲ

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(3)虐待防止に向けた取組み	・児童虐待を早期に発見し対処するため、関係機関等と虐待が疑われる事案を共有し、速やかな通報につながるよう周知します。			●	
	・養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者による障害者虐待を早期に発見し対処するため、関係機関等と虐待が疑われる事案を共有し、速やかな通報につながるよう周知します。			●	
	・高齢者虐待を早期に発見し対処するため、民生委員・児童委員やケアマネジャー等と虐待が疑われる事案などを共有します。また、介護者の介護負担によるストレスを軽減できるよう適切なサービスを紹介します。			●	
(4)罪を犯した人の社会復帰に向けた取組み	・可児市再犯防止計画を策定するとともに、保護司の活動を支援します。また、関係機関で実施している各種支援制度の活用や立ち直りに協力する協力雇用主と連携し、社会復帰に向けた支援を行います。			●	

※中核機関とは、法律や福祉等の専門知識を有する者と市職員で構成され、地域における権利擁護支援等を推進するための中心的役割を担う機関のこと。

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ 生活の安全を守る地域づくり

【現状と課題】

(策定委員会からの意見)

- ・災害時の避難所の開設や運営を円滑に行うためには、日頃から地域の理解と協力が不可欠です。また、小中学校における防災・減災教育を充実し、災害時に率先して支援活動を行うことが望まれます。
- ・外国籍市民への情報提供や通訳ボランティアの確保も課題となっています。
- ・避難行動要支援者に対して迅速な対応ができる体制になっているか不安があります。
- ・妊産婦や要介護者などが避難できる福祉避難所の周知が不足していると思われます。また、災害時の福祉避難所への移動が課題となっています。在宅避難者への支援も必要になってきます。
- ・特殊化、巧妙化する犯罪に対して平時から近所とのつながりを深め、防犯に努めることが大切です。また、防犯に対する本人や家族の意識向上と防犯活動に取り組む団体の周知が必要です。



【方向性】

災害等の緊急時に地域で支え合うことができる体制づくりを進めます。また、誰もが安全・安心な生活をおくるための環境整備を検討します。

基本目標Ⅳ

施策Ⅰ 災害時の体制づくり

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)福祉避難所の運営・充実	・要配慮者である障がい者や妊産婦、医療を必要とする人などが避難できる指定福祉避難所の運営体制を整えます。また、避難生活を送るための設備や機材を整えます。			●	
	・災害時に一時避難等の相互利用に関する協定を締結する福祉施設を増やすため、通所福祉施設を中心に呼びかけます。また、施設ごとの災害対策を支援する企画を検討します。				
(2)災害時に活躍する人材の育成	・災害ボランティア講座を開催するなど災害時にボランティアとして活動できる人材を増やします。 ・市社協では、ボランティア団体「災害ボランティアサポート」や多言語支援センターなどの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、訓練等を行います。また、外国籍市民の対応についても検討します。	●	●	●	●
	・可児市防災リーダー養成講座や可児市防災の会と連携した研修を行い、地域の防災リーダーを育成します。また、子ども向けの体験型防災教育などを実施し防災意識の高揚に努めます。				●
(3)災害弱者への支援	・避難行動要支援者の安否確認を行うため、自治会や民生委員・児童委員と連携します。また円滑な運営に向け、訓練等を行います。		●	●	
	・外国籍市民に防災や避難所に関する情報を分かりやすく発信します。		●	●	

基本目標Ⅳ

施策2 地域安全活動の推進

取組み	内容	市民	団体等	市	社協
(1)防犯活動の推進	・子どもが危険を感じたり困ったりした際に駆け込める「子ども110番の家」マップを更新し、周知を図ります。			●	
	・地域の各種団体や学校安全サポーターによる子どもの登下校の見守りを継続します。			●	
	・青色回転灯防犯パトロールを継続します。また夏季休業日には、地区青少年育成推進員やPTA 連合会と合同で特別補導を実施し、子どもや地域の安全を見守ります。	●	●	●	
	・高齢者に配布する文書に、消費生活トラブルに関する記事を掲載する等して、消費生活に関する被害防止の注意喚起を行います。また、消費生活相談を実施します			●	
(2)安全・安心な環境整備 【重点】	・子どもや高齢者の安全・安心な環境を整えるため防犯灯や街路灯の再構築や防犯カメラの設置について検討します。			●	
	・認知症高齢者等が行方不明になった際に早期に身元の判明につながる取り組みを進めます。	●	●	●	
(3)交通安全の取り組み	・子どもの登下校時の交通安全指導や学校、地域における交通安全教室の開催により交通事故を減らします。また、高齢者の免許証返納について周知、支援します。	●	●	●	

基本目標Ⅳ

A large, semi-transparent red circle is positioned on the left side of the page, partially overlapping the chapter number.

第5章 計画の推進について

Ⅰ 指標の設定

本計画では、4つの基本目標ごとに地域福祉の推進状況を測る指標を設定します。

基本目標Ⅰ 住みやすい地域づくり

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
生活支援サービスの実施	生活支援サービスを実施している地区の数【14地区】	5地区 (9団体)	7地区	高齢福祉課 社会福祉協議会

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	参考 令和9年度(2027年度)	
児童センター来館者数	児童センター3館及び児童館1館の延べ利用者数	59,603人	—	子育て支援課

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和3年度(2021年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
特定健診を受診する人の割合	法定報告による特定健診の受診率	32.8%	38.0%	健康増進課 国保年金課

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
ふれあい・いきいきサロンの団体数	ふれあい・いきいきサロン(子育てサロン、子ども食堂等含む)の団体数	112カ所	135カ所	社会福祉協議会

基本目標Ⅱ 福祉を支える人材づくり

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	参考 令和9年度(2027年度)	
子育て支援に関するボランティアの活動状況	子育てボランティア活動に対する地域支え愛ポイント付与数	6,844 ポイント	—	子育て支援課

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	参考 令和9年度(2027年度)	
地域支え合いの仕組みを通じた地域経済の活性化状況	地域支え愛ポイントによるKマネー交付額(千円)	2,259 千円	4,800 千円	地域協働課

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和5年度(2023年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
児童生徒の地域行事への参加状況	児童生徒が「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した割合	59.9%	80.0%	学校教育課

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
ボランティアセンターの登録人数	ボランティアセンターに登録された個人と団体の構成人数の合算数	2,681 人	2,800 人	社会福祉協議会

基本目標Ⅲ 安心な暮らしを支える体制づくり

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
認知症サポーター登録人数	認知症サポーター養成講座受講者数	9,237人	10,737人	高齢福祉課

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和5年度(2023年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
高齢者等の移動手段	高齢者等の移動手段を支援する地域団体数	4団体	5団体	高齢福祉課 社会福祉協議会

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和5年度(2023年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
成年後見制度の後見人等の受任者数	後見人等の受任者数	3人	5人	社会福祉協議会

基本目標Ⅳ 生活の安全を守る地域づくり

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
地域防災リーダーの人数	地域防災リーダー養成講座の受講修了者数(累計)	381人	586人	防災安全課

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
災害ボランティアの人数	災害ボランティア講座の参加者数(累計)	46人	200人	社会福祉協議会

指標	算出方法	数値		所管
		現状 令和4年度(2022年度)	目標 令和9年度(2027年度)	
認知症高齢者等見守りシール普及状況	認知症高齢者等見守りシール配布数(累計)	55枚	100枚	高齢福祉課

2 計画の推進体制

(1) 施策の点検・評価

毎年度、関係各課において計画に位置づけた施策の取り組み内容や課題、今後の方向性等を確認し、進捗状況を把握します。その結果を市民等で構成する「可見市地域福祉推進協議会」に報告し、本計画の進行管理を行います。また、必要に応じて施策の評価及び見直しを行います。

(2) 指標の進捗管理

本計画に掲げる「指標」については、毎年度、数値を確認します。また、計画の前期終了年度(令和9年度(2027年度))に目標値と実績値を比較し、達成状況を確認します。目標値については、社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合は、適切な値へと見直します。

資料編

Ⅰ アンケートの調査結果

(1) 調査目的

地域福祉に関する活動を行う人が感じている地域の現状や課題、地域福祉活動に関する考えなどをうかがい、本計画における施策や取り組みの立案に活用することを目的としました。

(2) 調査期間

令和5年6月 15 日から6月 29 日まで

(3) 調査対象者等

	活動者	団体
対象者	自治会長、自治連合会役員、地域福祉協力者、民生委員・児童委員	地域福祉活動分野で活動されている団体
配布数(A)	652 件	30 件
回収数(B)	431 件(うち web33 件)	21 件(うち web3件)
回収率(B/A)	66.1%	70.0%

(4) 調査結果(一部抜粋)

各問に対する主な課題について、関連する施策が含まれる基本目標を各問の最後に示しています。

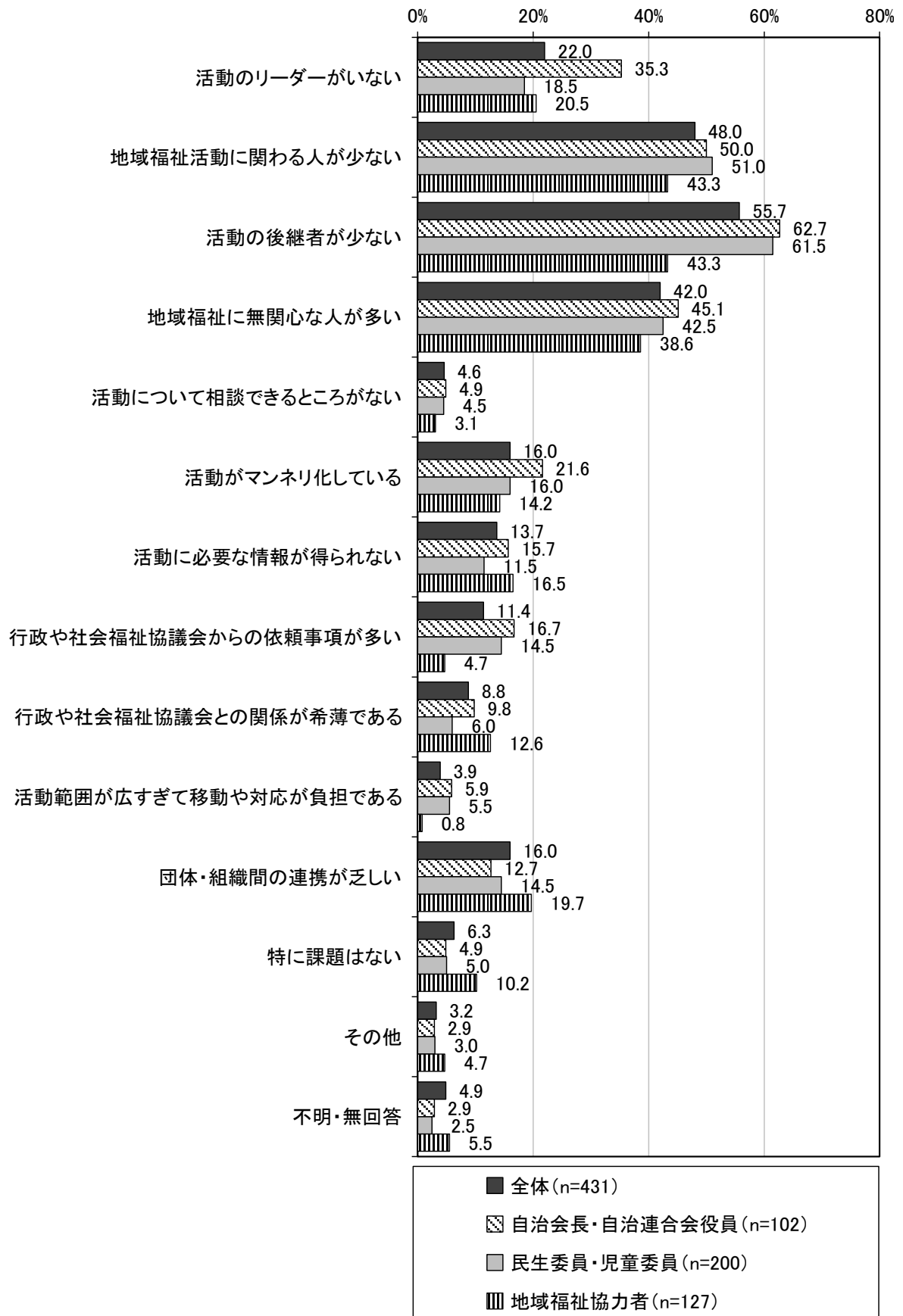
【活動者アンケート】

①あなたの地域では地域福祉活動を進めるにあたって課題はありますか？

(基本目標Ⅱ)

地域活動の課題は、全体では「活動の後継者が少ない」が 55.7%と最も高く、次いで「地域福祉活動に関わる人が少ない」が 48.0%となっています。

役職者別でみると、自治会長・自治連合会役員で「活動のリーダーがいない」が 35.3%と高くなっています。

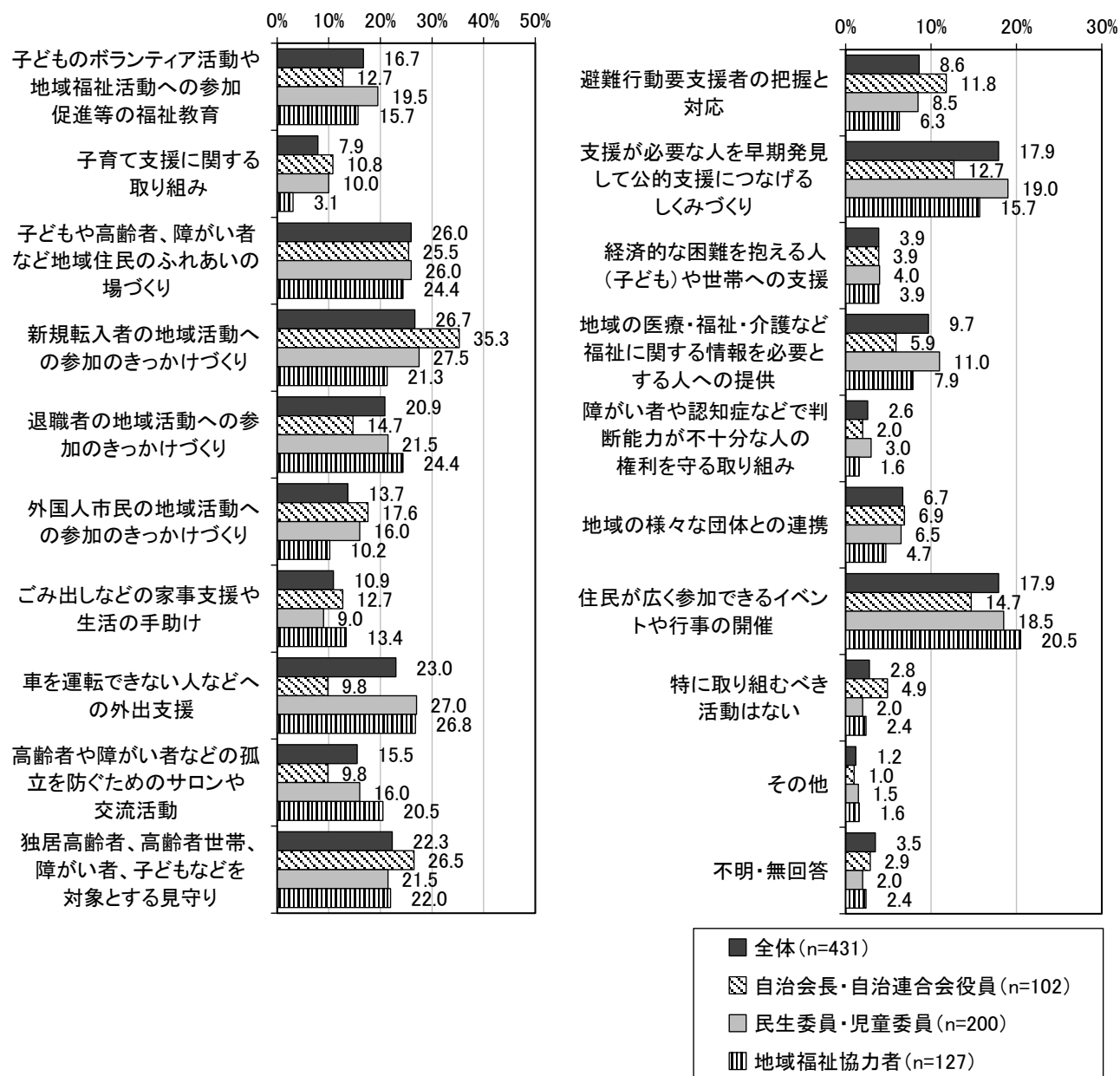


②あなたの地域で特に取り組むべき地域福祉活動には何があると思いますか？

(基本目標Ⅰ、基本目標Ⅲ)

取り組むべき地域福祉活動は、全体では「新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり」が26.7%と最も高く、次いで「子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり」が26.0%となっています。

役職者別でみると、自治会長・自治連合会役員で「新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり」が35.3%と高くなっています。

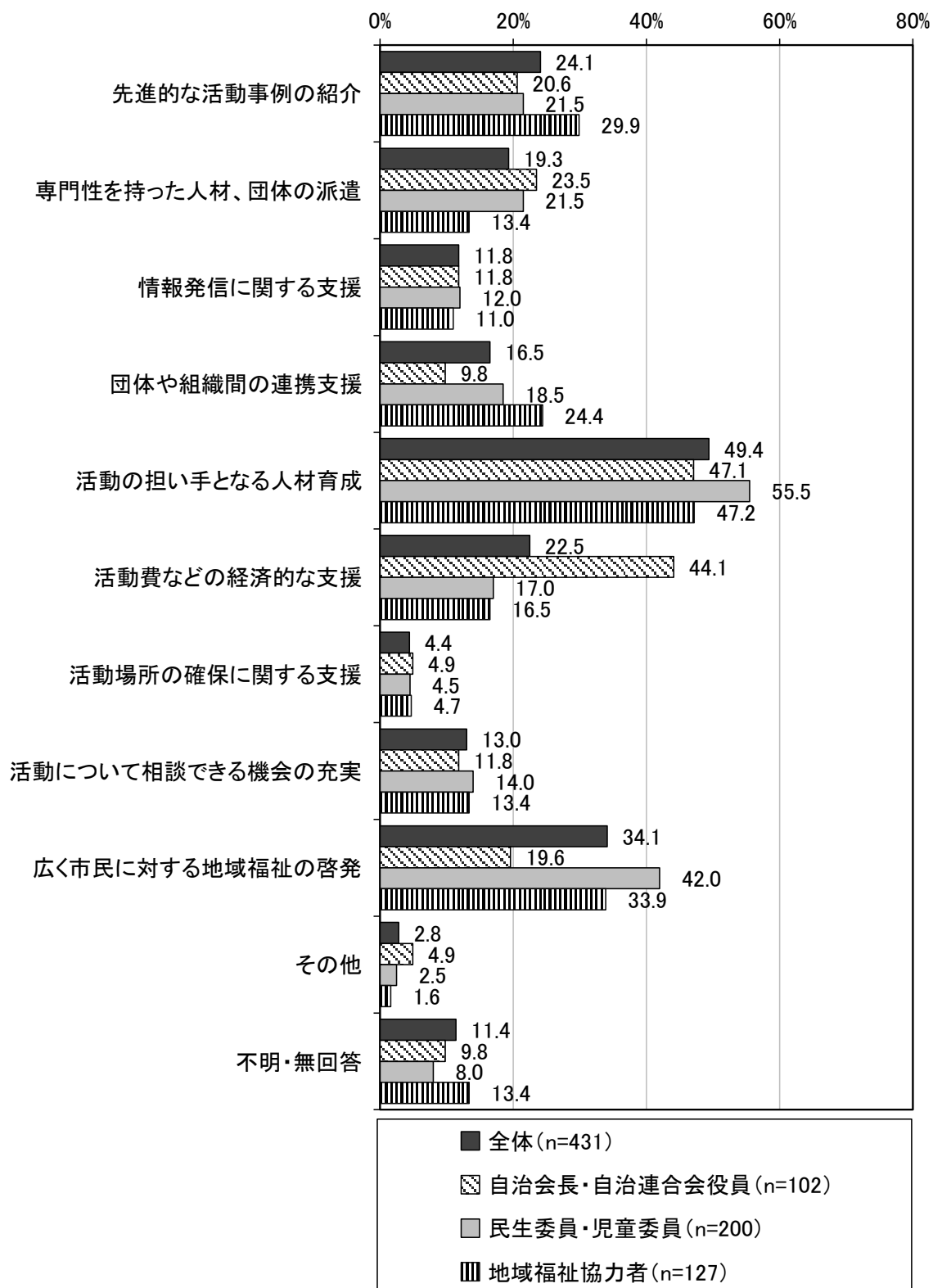


③活動者として、地域福祉推進のために行政からほしい支援がありますか？

(基本目標Ⅱ)

行政からほしい支援は、全体では「活動の担い手となる人材育成」が49.4%と最も高く、次いで「広く市民に対する地域福祉の啓発」が34.1%となっています。

役職者別でみると、自治会長・自治連合会役員で「活動費などの経済的な支援」が44.1%と高くなっています。

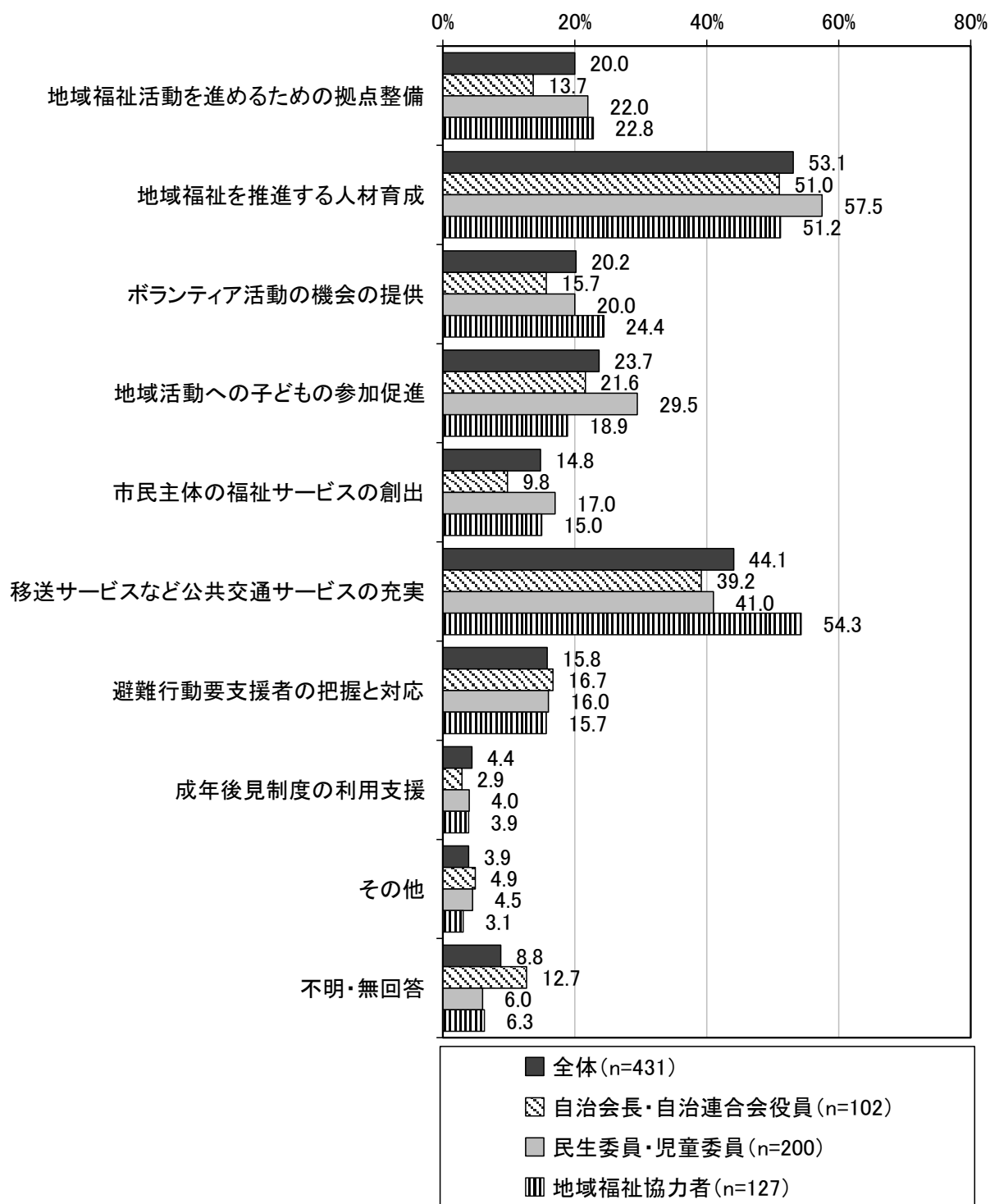


④次の取り組みのうち、今後、可児市で重点的に進めるべきだと思うものはどれですか。

(基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲ)

重点的に進めるべきだと思うものは、全体では「地域福祉を推進する人材育成」が53.1%と最も高く、次いで「移送サービスなど公共交通サービスの充実」が44.1%となっています。

役職者別でみると、地域福祉協力者で「移送サービスなど公共交通サービスの充実」が54.3%と高くなっています。



【活動者アンケートのまとめ】

地域活動にやりがいを感じている活動者は76.3%と高く、その理由として「活動を通じて自分自身が成長できた」や「活動を通じて仲間ができた」が挙げられています。一方、地域活動に負担を感じる活動者は34.8%に達し、業務量の多さや自分の時間が確保できないことなどが挙げられています。このような中、地域活動にこれからも関わりを持ちたい方は、75.6%と高く、その理由として「様々な人と接することができる」や「自分の勉強になる」などが挙げられています。

活動における課題については、「活動の後継者が少ない」が55.7%と高く、次いで「地域福祉活動に関わる人が少ない」が48.0%となっています。また、取り組むべき福祉活動として、「新規転入者の地域活動への参加のきっかけづくり」や「子どもや高齢者、障がい者など地域住民のふれあいの場づくり」が挙がっています。活動を通して経験した困難事例として、認知症高齢者や外国人市民が関わる事案、生活困窮者や住環境に関わる事案が挙げられています。

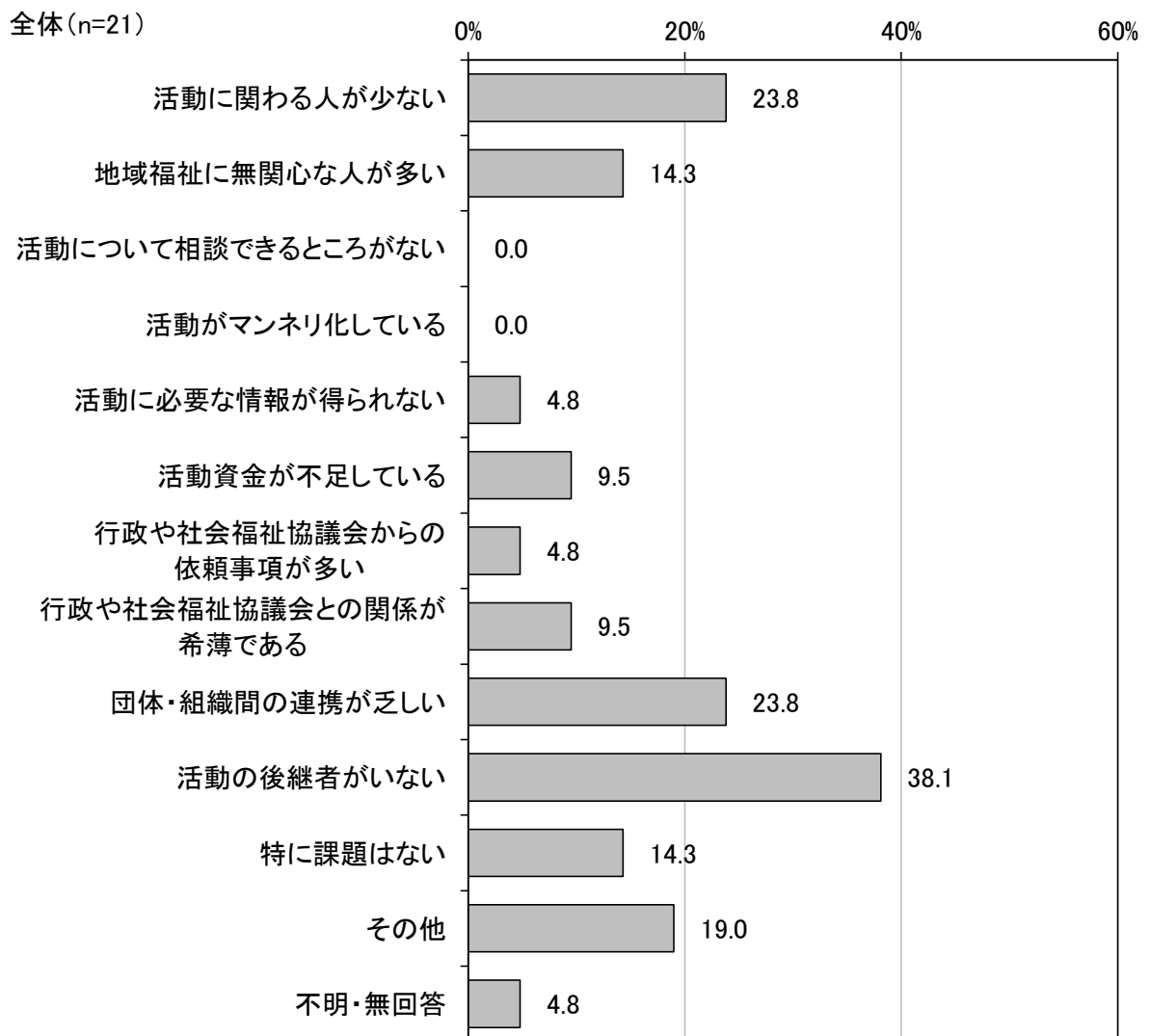
今後、行政に望む支援として、「活動の担い手となる人材育成」が49.4%と高く、次いで「市民に対する地域福祉の啓発」が34.1%となっています。また、重点的に進めるべきこととして、「地域福祉を推進する人材育成」が53.1%と高く、次いで「移送サービスなど公共交通サービスの充実」が44.1%となっています。

【団体アンケート】

①活動をするにあたってどのようなことが難しいですか？

(基本目標Ⅱ)

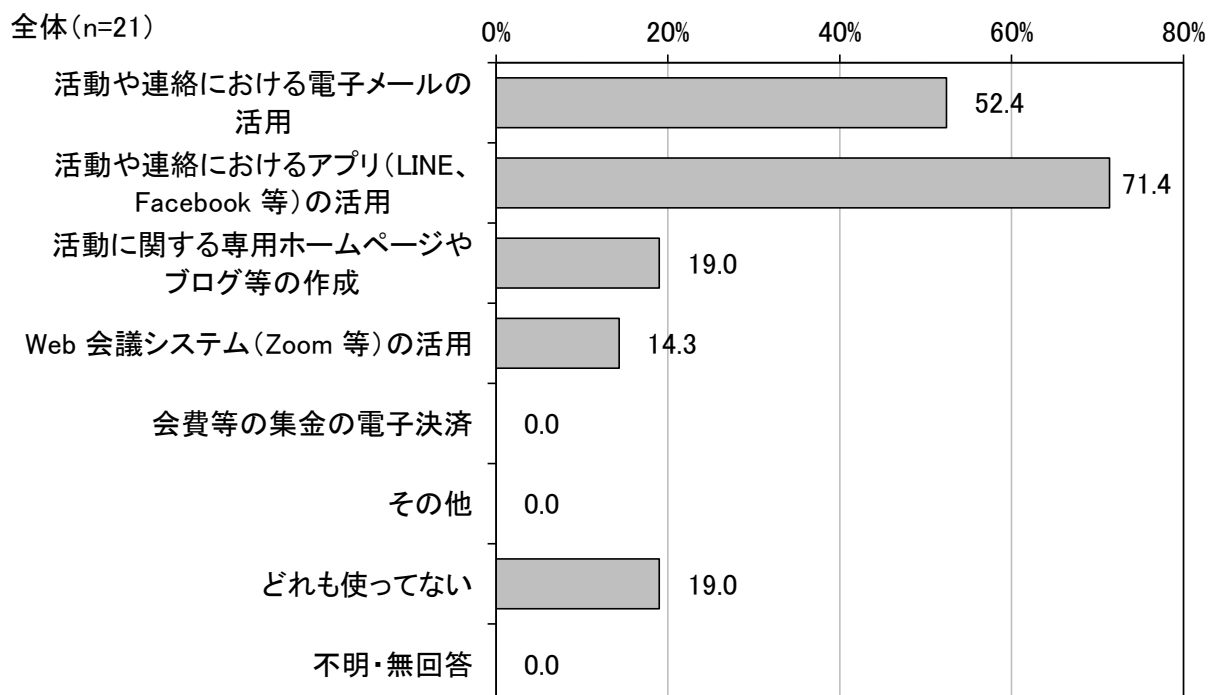
活動上の難しさは、「活動の後継者がいない」が38.1%と最も高く、次いで「活動に関わる人が少ない」「団体・組織間の連携が乏しい」が23.8%となっています。



②地域での活動においてスマートフォン等の情報機器を使った次のような取り組みを行っていますか？

(基本目標 I)

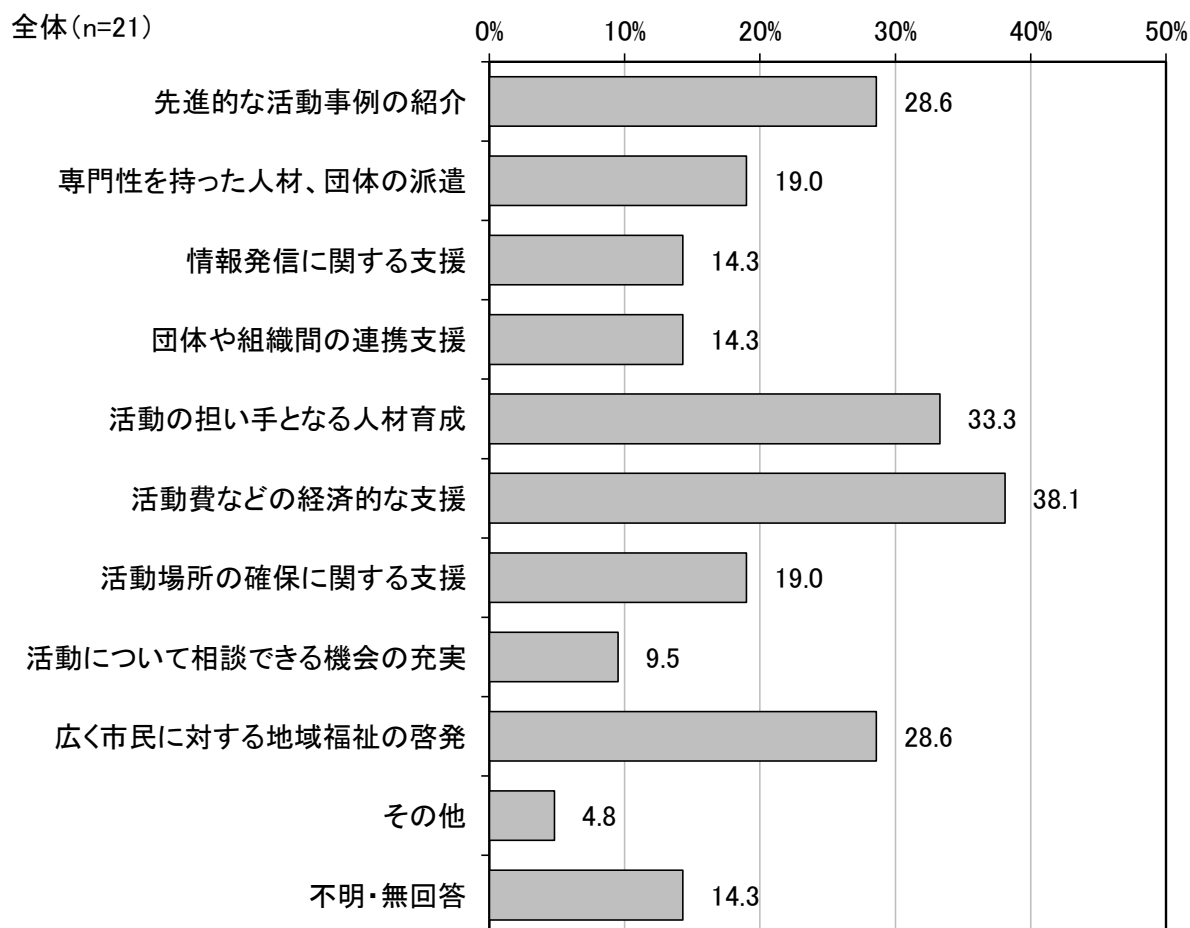
情報機器を活用した取り組みは、「活動や連絡におけるアプリ(LINE、Facebook 等)の活用」が71.4%と最も高く、次いで「活動や連絡における電子メールの活用」が52.4%となっています。



③活動するにあたり地域福祉推進のために行政から欲しい支援がありますか？

(基本目標Ⅱ)

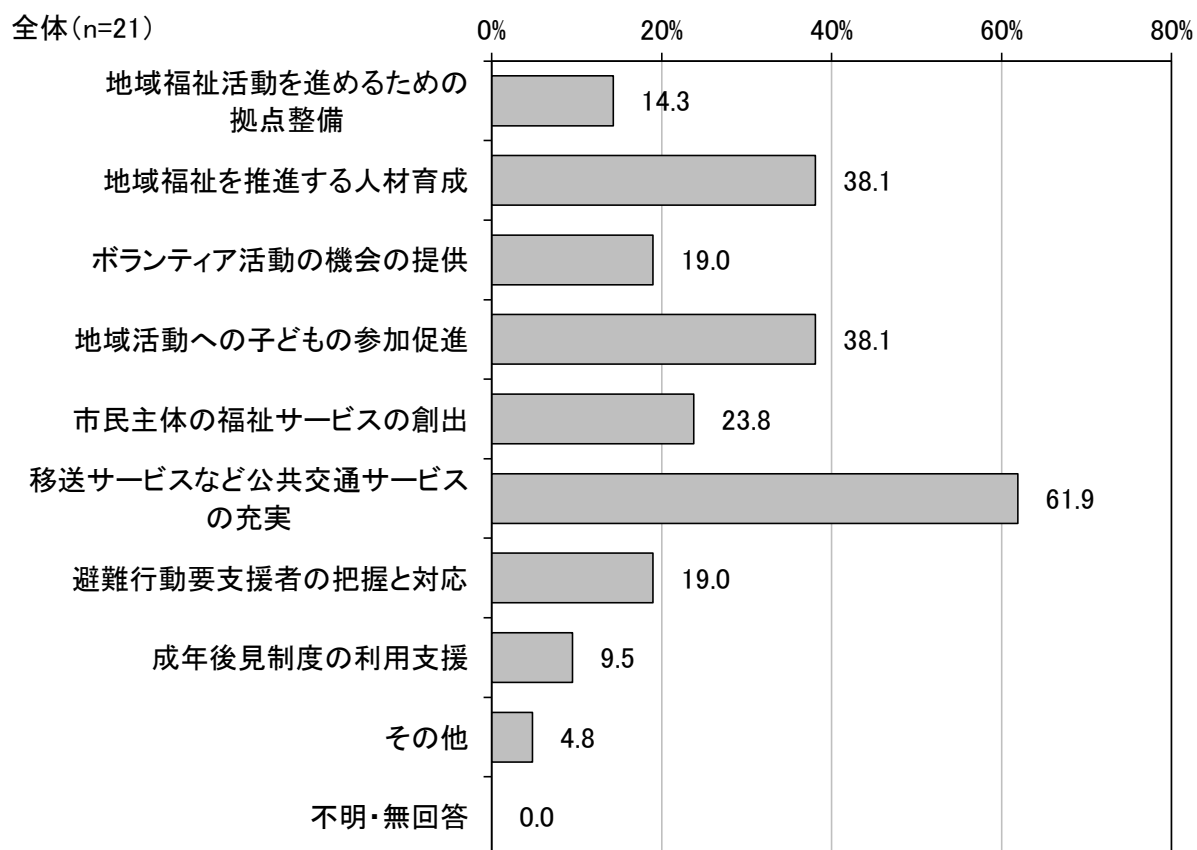
行政からほしい支援は、「活動費などの経済的な支援」が38.1%と最も高く、次いで「活動の担い手となる人材育成」が33.3%となっています。



④次の取り組みのうち、今後、可児市で重点的に進めるべきだと思うのはどれですか？

(基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲ、基本目標Ⅳ)

今後、可児市で重点的に進めるべきだと思うものは、「移送サービスなど公共交通サービスの充実」が61.9%と最も高く、次いで「地域福祉を推進する人材育成」「地域活動への子どもの参加促進」がそれぞれ38.1%となっています。



【団体アンケートのまとめ】

団体活動をして良かったことは「活動を通じて仲間ができる」が61.9%と高く、次いで「自分の勉強になる」が47.6%となっています。活動の難しさとして「活動の後継者がいない」が38.1%と高く、次いで「活動に関わる人が少ない」や「団体・組織間の連携が乏しい」などが挙げられています。

活動における情報機器の活用具合については、LINEやFacebookを使って連絡したり、電子メールを活用したりする団体の割合が高くなっています。

解決を困難にしている事例として認知症高齢者が関わる事案やヤングケアラーなど子育てに関することが挙げられています。

今後、行政に望む支援として「活動費などの経済的な支援」や「活動の担い手となる人材育成」などが挙げられています。また、重点的に進めるべきこととして「移送サービスなど公共交通サービスの充実」が61.9%と高く、次いで「地域を推進する人材育成」や「地域活動への子どもの参加促進」が挙がっています。

2 可児市・御嵩町在宅医療・介護連携推進 プロジェクトチームからの意見

「可児市・御嵩町在宅医療・介護連携推進プロジェクトチーム」は、可児市及び御嵩町における医療又は介護の関係者が連携することにより、地域包括ケアシステムの構築を目指すことを目的とし、平成 29 年8月から活動しているチームです。

第4期可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画の策定にあたり、次の意見を寄せさせていただきます。

医療・介護現場におけるハラスメント対策の検討について

近年、医療・介護現場では、利用者や家族等による医療・介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントなどが発生していることが平成 30 年度に国が行った介護現場における利用者や家族等からのハラスメントの事態調査において明らかになっています。

そのような状況下、令和4年1月に埼玉県ふじみ野市内で在宅医療に従事する医師等7人が患者宅で家族に散弾銃を発砲され、医師が亡くなり、同行者2名も重軽傷を負う事件が発生し、現場におけるハラスメントの深刻さが明白な事実として世間に知れ渡りました。

可児市・御嵩町在宅医療・介護連携推進プロジェクトチームが令和5年7月に会員を対象に行なったアンケート調査においても、利用者や家族等からハラスメントを受けたとの回答が複数ありました。

従事者が安心して業務にあたることができなければ、適切な医療や介護の提供に影響を及ぼし、結果として市民が安心して地域で医療や介護サービスを受けることができなくなる可能性が高まります。

ハラスメント対策は医療・介護職員を守るだけでなく、利用者にとっても医療・介護サービスの円滑な利用に資する対策であることから、行政と関係団体等が協働し対策のあり方について検討していく必要があると考えます。

3 策定の経過

年 月 日	実施内容
令和5年5月23日	第1回可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画策定委員会
令和5年6月	地域で活動する活動者及び団体にアンケートを実施
令和5年8月4日	第2回可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画策定委員会
令和5年8月	地域で活動する団体にヒアリングを実施
令和5年10月6日	第3回可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画策定委員会
令和5年10月27日	第4回可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画策定委員会
令和6年1月	パブリックコメントを実施

4 策定委員会設置要綱

可児市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条において規定する基本計画を策定するため可児市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、市長の委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後の最初の会議は、市長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5 策定委員会名簿

氏名	所属機関等	備考
上平 公子	岐阜医療科学大学	委員長
高橋 順二	可児市自治連絡協議会	副委員長
山口 由美子	特定非営利活動法人 可児市NPO協会	
高島 勝	可児市ボランティア連絡協議会	
水野 敏康	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	
堀江 次郎	可児市健友連合会	
松浦 正	可児市民生児童委員連絡協議会	
兵庫 充	桜ヶ丘ハイツ地区社会福祉協議会	
山田 博司	可茂人権擁護委員協議会	
各務 眞弓	特定非営利活動法人 可児市国際交流協会	
小野寺 浩	あんしんづくりサポート委員会	
久保田 瑞穂	子どもの社会参加を支援する こんぺいとう	
奥村 哲朗	可児市地域包括支援センター管理者会	
奥村 理恵	市民公募委員	
谷口 新二	市民公募委員	
清水 浩栄	可児市教育委員会	※1
河地 直樹	可児市福祉部	※1
梅田 浩二	可児市こども健康部	※1
加納 克彦	社会福祉法人 可児市社会福祉協議会	※2

(敬称略、順不同)

※1の委員は可児市地域福祉活動計画の策定に係わり、※2の委員は可児市地域福祉計画の策定に係わった委員です。その他の委員は、両計画の策定に係わっています。

第4期可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画

発行 可児市、社会福祉法人可児市社会福祉協議会

編集 可児市福祉部高齢福祉課

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL:0574-62-1111(代表)

社会福祉法人可児市社会福祉協議会

〒509-0207

岐阜県可児市今渡 682 番地1

TEL:0574-62-1555